

平成17年第2回土別市議会定例会会議録(第3号)

平成17年12月7日(水曜日)

午前10時00分開議

午後 2時44分散会

本日の会議事件

開会宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(30名)

| | | | |
|---------|--------|--------|--------|
| 1番 | 田村明光君 | 2番 | 粥川章君 |
| 3番 | 神田壽昭君 | 4番 | 岡崎治夫君 |
| 5番 | 柿崎由美子君 | 6番 | 池田亨君 |
| 8番 | 谷口隆徳君 | 9番 | 川崎毅君 |
| 10番 | 小池浩美君 | 11番 | 秋山武四郎君 |
| 12番 | 山居忠彰君 | 13番 | 坂本勝己君 |
| 14番 | 小貫勝太郎君 | 16番 | 山田道行君 |
| 17番 | 熊田庄一君 | 18番 | 安藤康夫君 |
| 19番 | 寺下亘君 | 20番 | 遠山昭二君 |
| 21番 | 岡田久俊君 | 22番 | 齋藤敏一君 |
| 23番 | 長南尚君 | 24番 | 阿部豊吉君 |
| 25番 | 近藤礼次郎君 | 26番 | 菅原清一郎君 |
| 27番 | 穴井芳明君 | 28番 | 斉藤昇君 |
| 29番 | 田宮正秋君 | 30番 | 中村稔君 |
| 副議長 31番 | 牧野勇司君 | 議長 32番 | 西尾寿之君 |

欠席議員(2名)

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 7番 | 早川龍男君 | 15番 | 富長俊麿君 |
|----|-------|-----|-------|

出席説明員

市長 田苅子進君 助役 相山愼二君

| | | | |
|---------|-------------|------------------------------|-----------|
| 助 役 | 瀧 上 敬 司 君 | 総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 局長 | 吉 田 博 行 君 |
| 市 民 部 長 | 安 川 登 志 男 君 | 保 健 福 祉 部 長 | 杉 本 正 人 君 |
| 経 済 部 長 | 佐 々 木 幸 二 君 | 建 設 水 道 部 長 | 遠 藤 恵 男 君 |
| 朝日総合支所長 | 城 守 正 廣 君 | 財 政 課 長 | 三 好 信 之 君 |

市立土別総合
病院事務局 局長 藤 森 和 明 君

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|---------|
| 教 育 委 員 会 長 | 佐 々 木 正 雄 君 | 教 育 委 員 会 長 | 朝 日 保 君 |
|-------------|-------------|-------------|---------|

| | |
|-------------|-------------|
| 教 育 委 員 会 長 | 佐 々 木 文 和 君 |
|-------------|-------------|

| | | | |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 農 業 委 員 会 長 | 松 川 英 一 君 | 農 業 委 員 会 長 | 石 川 通 広 君 |
|-------------|-----------|-------------|-----------|

| | | | |
|---------|-----------|-------------|-------------|
| 監 査 委 員 | 三 原 紘 隆 君 | 監 査 委 員 会 長 | 横 山 日 出 夫 君 |
|---------|-----------|-------------|-------------|

事務局出席者

| | | | |
|---------------|-----------|---------------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 辻 本 幸 慈 君 | 議 会 事 務 局 事 務 局 幹 事 | 岡 田 成 治 君 |
| 議 会 事 務 局 長 | 藤 田 功 君 | 議 会 事 務 局 幹 事 | 近 藤 康 弘 君 |
| 議 会 事 務 局 主 査 | 浅 利 知 充 君 | 議 会 事 務 局 幹 事 | 岩 端 聖 子 君 |

(午前10時00分開議)

副議長(牧野勇司君) ただいまの出席議員は29名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

副議長(牧野勇司君) ここで、諸般の報告を事務局長からいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席及び遅参についてであります。7番 早川龍男議員、15番 富長俊磨議員から欠席、32番 西尾寿之議長から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

副議長(牧野勇司君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。22番 齋藤敏一議員。

22番(齋藤敏一君)(登壇) 平成17年第2回定例会に当たり、さきに通告した順序に従い一般質問をいたしたいと存じます。田苅子市長を初め、理事者の誠意ある答弁をお願い申し上げます。

まず初めに、納税貯蓄組合の解散と今後の納税推進運動についてお伺いをいたしたいと存じます。

御承知のとおり昭和26年に納税貯蓄組合法が制定され、昭和34年には士別市納税貯蓄組合連合会及び各支部として118組合、3,764人で発足を見たところであります。さらに、昭和47年には一般市税の収納率が99%を突破し、また、昭和58年には振替納税制度の導入を図り、全体の42%の普及率となり、そして、昨年平成16年には納税貯蓄組合連合会の結成45周年を迎えたところであります。

納税貯蓄組合は、納税資金の備蓄と租税の納期内完納を目的とする団体であることは納税貯蓄組合法の示すところでもあり、その目的に沿ってさまざまな事業が展開され、特に市の財政確保に果たしてきている役割は極めて大きなものがあります。しかし、本年6月29日の第46回定例総会において、平成17年度限りをもって組合の解散が可決されました。

そこで、まずお伺いしたいことは、国の三位一体の改革により地方交付税の大幅縮減と国庫補助金や負担金の廃止の見返りとして国から地方へ税源移譲されることにより、市の歳入に占める市税の割合は高まりますが、個人や法人税を100%完納しないと、結果として市の歳入は減額となることは当然であります。

昨日の山居議員の答弁で申しておりましたが、市税の収納率の維持向上に向けては、口座振替の一層の推進、広報活動の充実、租税相談の確立、そして、新たに納税推進運動の母体を従来の納税貯蓄組合から自治会に移行し、全市民運動として取り組みの構築を図り収納率の維持向上に努めてまいりたいと言われております。

そこで、納税貯蓄組合から自治会に移行するに当たっての理由と、それに対するメリット、デメリットをどのように考えておられるのかお伺いをいたしておきたいと存じます。

また、特に納税貯蓄組合の解散によって市税の収納率が低下することが予想され、今後のまちづくりや行政サービスの提供に影響が出てくるおそれや、自治会組織の中では納税組合本来の活動はなかなか困難なことではないかと私なりに考えますが、その見解についてもお伺いをいたしておきたいと存じます。

また、そこで今後の具体的な進め方では、各自治会に納税推進委員を配置するとありますが、その委員の任務や選出方法、個人情報保護法条例の関係と啓蒙活動の内容や、自治会の総会は1月であります。4月からの導入については難しいのではないかと考えますが、いかがお考えなのでしょうか。

また、今後、市が行う事業の中身と自治会に対する補助金の総額や自治会活動費の算出方法についてもお知らせを願いたいと存じます。

いずれにしても、納税貯蓄組合は長い歴史に幕をおろすことになるわけでありまして、市は納税に対する啓発、啓蒙、推進活動をさらに一層充実したものや発展を推し進める体制づくりを急がなければなりません。今後の展開についても、あわせてお伺いをいたしておきたいと存じます。

さて、土別市は振替納税推進の街の宣言をしているかと存じますが、市長はこの宣言をいかが認識をしているかお伺いをいたしたいと存じます。

昭和61年11月17日に振替納税推進の街の宣言式典が宣言実行委員会主催で、会場は土別グランドホテルで盛大に開催をされております。この宣言式典には、札幌国税局長や上川支庁長、名寄税務署長を初め、国井土別市長、土別商工会議所会頭などや、振替納税でお世話になる土別農協や郵便局、さらには、市内の金融機関などの立ち会いのもと、宣言がなされたわけがあります。このことは、道内でも札幌市などの地域的な推進会などの団体が宣言をしているところもあると言われておりますが、自治体ぐるみでの宣言は土別市が初めてであり、全道に先駆けての宣言は振替納税関係者に大きな注目と期待が寄せられたのであります。

この際でありますから、宣言の内容を読み上げてみますと、「私たちは申告納税の重要性を深く認識し、納税道義の高揚と納税秩序の確立に努め、期限内納税の一層の推進を図るため、ここに土別市納税貯蓄組合連合会と土別青色申告会の総意をもって、振替納税推進の街を宣言します」とのことです。

そこで、お伺いしたいことは、土別市には4つの宣言がございます。交通安全都市宣言、健康スポーツ都市宣言、非核平和都市宣言、暴力追放防犯都市宣言。私は、この納税貯蓄組合が出した宣言は幻の宣言で終わらせたくはないというふうを考えております。なぜこの宣言が幻になったか。昭和61年11月1日から市議会議員選挙が実はございました。ちょうど19年前であります。投票日は11月18日であります。この宣言の日は11月17日であります。翌日が投票日のため、議会は選挙の真っ最中でありまして宣言どころでないわけでありまして。もちろん、その

後、議会に理事者は提案をしなかったわけでありませう。

そういった状況の中で、この宣言はそのままにしておいていいものなのか、今後この納税組合が解散に当たり、この宣言の取り扱いについてお伺いしたいことと、何とかこの宣言を土別市のこれからの納税貯蓄組合解散後における振替納税のこの大切さをやはり議会に提案をし、議決をし、宣言の中に入れるお考えがないかお伺いをいたしておきたいと存じます。

また、この振替納税制度を自治会の中で啓発、啓蒙、推進をすることが最も効果的な大切なことで、推進委員の役割はやはり振替納税のために行う事業が主になってくると考えますし、それが役割でもあり、役目でもあると考えます。

それと同時に、農業者は組勘の取り扱いの関係で終わっておりますが、昭和61年の振替納税は42%の加入状況でありました。現在は、果たしてその加入状況はどの程度かお知らせを願いたいと存じますが、100%を目指すためには、何といたしても自主納付体制の確立と納期内完納の定着化が必要であります。この点についてもお伺いをいたしておきたいと存じます。

次に、税金の使い道を納税者自身が決める「1%ルール」の市民活動支援制度についてお伺いをいたしたいと存じます。

市は、市税の収納率の向上に日夜大変な努力をいたしているかと存じます。しかし、中小企業者の売り上げの低迷や企業の倒産などが昨年から相次いでいる現況では、当然に法人税や個人市民税、さらに大きいのは固定資産税にも大きな影響を及ぼしていると思っておりますが、まず、それらの収納状況と今後の見通し、推移についてお伺いをいたしておきたいと存じます。

そこで、千葉県の市川市では、個人市民税の1%分の使い道を納税者が決めることができる1%支援制度を今年の4月から施行されました。この市民活動支援制度は、納税者自身の個人市民税の1%を納税者自身が選んだ補助金団体やボランティア団体の活動に助成ができ、まちづくりやスポーツ、環境、高齢者、子育て支援といった行政の手が届きにくい分野を担う市民団体の活動を支援できるというものであります。市川市では、私の税金、私が決める。もっと住みやすい町をつくる、1%から始めようと言われたポスターが張られ、また、ホームページや広報誌には、この制度の応募した81団体を記載し、公表したのであります。この支援制度は、個人市民税の納税者が81団体の中から支援した団体を選べると、その納税者が納めた市民税額の1%相当額が各団体に振り分けられる仕組みになっております。納税者は、市役所の窓口や電話、郵便、インターネットで支援したい団体を届けるだけで市民活動団体へ補助されることになり、地域の活性化への大きな力になるのであります。

今、市民が税金の用途を指定できるという意味で、市政への参加意識を高め、市民のニーズを反映した団体活動の支援を進めることができることがその効果だと、全国から評価をされております。こういった取り組みが収納率の向上や納税貯蓄組合の解散に伴う影響を最小限にとどめることや、市民活動に関心を持つ人が増えてくること、将来的には市民活動を市民が支えるという構図に結びついていく協働のまちづくりではないかと考えます。

私は、納税者の何割が参加し、どのくらいの支援が集まったかということだけではなくて、

市民活動に関心を持つ市民がどれくらい増えたかということこそ重要でないかと思っております。この市民活動支援制度は、田苅子市長がいつもおっしゃっている市民と行政との協働のまちづくりの視点に立った施策であり、行政の手の届きにくい部分や行政よりきめ細かく行える部分などを市民活動で担ってもらえることになると思いますが、田苅子市長の御所見をお伺いいたしたいと存じます。

次に、土別市商業まちづくり推進協議会の設置について、端的にお伺いをいたしたいと存じます。

中心市街地の衰退の原因には、1つにはまち全体の郊外化、2つには小売業全体の販売額の低下、3つには中心市街地の魅力の低下などがあるかと存じますが、いかがでしょうか。

そこで、土別市商工会議所は、11月2日に土別市中心市街地まちづくりに関する要望書を田苅子市長に提出をいたしたかと存じます。内容を要約しますと、1つにはまちづくり推進のための新たな枠組みの構築について、2つにはまちづくり推進の制定について、3つには都市計画の抜本改正について、4つには大規模集客施設立地法の制定について、5つには農振法や農地法の改正について、6つには中心市街地活性化対策の拡充について、7つには都市と農村との連携強化についてなど、総計で41項目にも及ぶ幅広い中身の要望になっております。この要望書の理念は、中心市街地におけるさまざまな都市機能の集積を活用し、伝統や文化が継承され、さらに事業機会や活力があふれ、高齢者にも環境に優しく、歩いて暮らせる安全、安心で美しい21世紀型のまちの再構築を図るコンパクトなまちづくりの推進を確立することにあります。

そこで、これらの要望を検討するためには、平成10年に民間と行政が一体となって土別市商店街振興検討委員会や、平成11年から実施されております「ラブ土別・バイ土別」運動推進協議会などがありますが、新たな視点に立ったコンパクトなまちづくり構想に向けた土別市商業まちづくり推進協議会の設置が望まれますがいかがでしょうか。市や商工会議所、中心商店街振興組合等や、特に市民団体の方々、有識者からなる組織づくりを構成し、元気な商店街を目指すべきと考えますが、答弁を求めておきたいと存じます。

また、市には土別市商工業振興審議会がありますが、この審議会も合併に伴って9月1日から条例の施行がされました。この商工振興審議会は、土別市中小企業振興条例の規定による融資あっせん、または資金等の貸し付けにつき市長の諮問に応ずるほか、商工業の振興に関する重要事項を審議し、または調査するとあります。果たして、この土別市商工業振興審議会が土別市商業まちづくり推進協議会になり得るとお考えなのでしょうか。答弁を求めておきたいと存じます。

また、この土別市商工業振興審議会が果たしてきた役割はどのようなことがあり、審議会は特別の事項を調査、審議するため必要あるときは特別委員を置くことができるとありますが、今までどんなことで特別委員を置いたのか、この際、明らかにしていただきたいと思っております。

いずれにしても、この要望書は、今後の土別の中心市街地のまちづくりの全般に関する大変

大きな問題と課題ばかりであります。早急な実現のためスタート地点に立つことが大切であります。そのためにも、この土別市協議会が設置されることを市長の特段の配慮と前向きな答弁に期待をし、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 齋藤敏一議員の御質問にお答えいたします。

最初に、土別市商業まちづくり推進協議会の設置に関して私から御答弁を申し上げますが、納税貯蓄組合の解散及び税金の使い道の質問につきましては、各担当部長からそれぞれ御答弁を申し上げます。

本年7月、日本商工会議所、全国商工会連合会等の商業関係4団体は、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法、改正都市計画法のまちづくり3法が制定後、約7年が経過しているものの初期に期待されていた効果が思うように上がらず、中心市街地の空洞化は一層深刻さを増して、町全体に停滞感、閉塞感をもたらしていることから、まちの顔である中心市街地の活性化を図るため、まちづくり3法や大型店などの郊外立地を規制する農振法、農地法など各種法制度の改正について、国に対して要請がなされたところでもあります。

本市におきましても、去る11月2日に全国的なこの運動に呼応して、土別市商工会議所からも土別市中心市街地まちづくりに関する要望書の提出が実はございました。この内容につきましては全国の要請内容の趣旨に基づくものでありまして、本市中心市街地の活性化を図るため、高齢者にも環境にも優しい、住む、働く、学ぶ、遊ぶ、買い物などのさまざまな機能が市街地中心部に集積される、いわゆるコンパクトなまちづくり構想の確立を推進すべきとの要請内容でありました。

そこで、本市におけます今後のコンパクトなまちづくり構想の確立に向け、この協議組織として市内各団体の代表者からなる土別市商業まちづくり推進協議会の新たな設置についてであります。本市のまちづくりにつきましては、とりわけ平成10年に設置の市内商業等の各関係団体による土別市商店街振興検討委員会や商工会議所などが中心となって、市民ニーズの調査や先進地の取り組み事例の調査研究、さらには、実情に即した効果的な事業創出のための各種会議が開催されるなど、まちづくりに係る多くの関係者の熱い思いによって、今日までまちづくり運動が展開されているところであります。

したがって、このまちづくり協議会の設置の考え方につきましては、要請の際にもお答えをいたしましたところでありますが、ただいま申し上げましたように、真摯にまちづくりに取り組んでいる既存の関係団体もありますし、また、中心市街地活性化対策などの商工業全体に係る重要事項について御審議をいただいている機関でもあります。商工業振興審議会も、この役割を担い得る組織ではないかと考えているところでありますが、議員が御提言のように、新たなまちづくり協議会設置ということも考えられるわけでもありますので、今後どのような組織体制でまちづくりに臨んでいくのが最もいいのかどうか、今後十分検討いたしてみたいと思っております。

次に、これまでに商工業振興審議会にかかわって特別委員を設置し、調査審議をしたことがあるかどうかとのことでありますが、現在まで特別委員を選任し審議をした経過はありません。

以上申し上げてまいりましたが、本市の中心市街地の今後のまちづくりについては、人口の減少や高齢化の進行が予測され、これまでの拡散型の都市構造を集約型に変えていくコンパクトなまちづくりが肝要なことであると考えます。こうした背景も踏まえて、現在まちづくり3法の見直しが国において検討されておりますが、先月、全国市長会として、平成18年度国の施策及び予算に関する要望の中で、特にまちづくりに関する要望として、今日の中心市街地空洞化の大きな要因となった大規模小売店舗立地法や改正都市計画法などを大型店の立地を規制する方向での見直しをぜひ図って、地方自治体が地域の実情に応じ、自主的なまちづくりが展開できるように、国に対し強く要請をいたしたところであります。

したがいまして、今後のこの制度改正が着実にまちの活性化に結びつく制度として実現されますように、この動向を大きく注視し、情報収集に努める中で、改正後のまちづくり3法の活用も視野に入れて、鋭意この対応に当たってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から、千葉県市川市が実施している、市民が選ぶ市民活動団体支援制度に関連して御答弁を申し上げます。

齋藤敏一議員のお話にもありましたように、市民が選ぶ市民活動団体支援制度は、ハンガリーのパーセント法という法律をヒントに、個人市民税の1%を納税者自身が選択したNPOなどの活動助成や団体への補助、あるいは事業などへの補助に充てていく制度であり、支援する団体を行政が選ぶのではなく、市民が選ぶという新たな行政手法であります。

市川市では、支援すべき市民活動を市民が直接選ぶこと、すなわち税金の使い方を市民が選ぶことに着目し、このことを通じて税に対する関心やひいては行政に対する関心を助長し、行政運営に市民の視線を導入していくことを目的としております。市川市の年間の個人市民税の額は約300億円になっており、この1%となりますと3億円ということになりますが、今年度の申請及び選定の実績では、5,500人の市民の応募があり、81の団体に対し約1,125万円、基金への積み立てを選んだ分も合わせると1,342万円になったと聞いております。

本市においても、市民の公益的活動を助長するための制度として、旧土別市では市民協働のまちづくり推進事業、文化振興補助金、マイプラン・マイスタディ事業などを展開しており、市民協働のまちづくり推進事業においては、昨年度の実績で4件の36万5,000円、文化振興補助金では10件で143万円、マイプラン・マイスタディ事業では14件で21万4,000円の事業支援をいたしてきたところであります。また、その一方では各種団体への運営補助についても約6,700万円を超える助成を行っており、事業補助と合わせると3億2,000万円を超える助成を実施しております。

参考までに、市川市の例を基本に土別市に当てはめて推計しますと、本市の16年度の個人市

民税は約5億7,000万円で、この1%は570万円になり、市川市の事業実績の割合で換算しますと28万5,000円の支援額ということになります。

さきに申し上げました本市の市民活動に支援に対する執行額は、16年度で約201万円となっておりますので、支援額的にはこれをカバーしているものと考えております。しかしながら、行政に対して支援を希望する事業を納税者である市民が選択していくという点では大きな相違があるわけであり、この点に市川市の事業の意義があるものと考えます。

今日、市民との協働による行政運営が最重要課題として強く求められる時代にあつて、市長のこのたびの市政執行方針においては、市民の目線に立った行政運営を進めていくことを申し上げたところであり、税の収納率の向上や協働のまちづくりの推進の面で、市川市の市民が選ぶ市民活動団体支援制度はまさに生活者の視点に立った制度であり、その目的や考え方などについては今後大いに参考にしていかなければならないと存じますが、人口規模やNPOなどの市民活動団体の存在など、本市と市川市ではその状況が大きく相違している点などを考慮するとき、この制度を本市において実施することは大変難しい状況にあると言わざるを得ないものと考えており、本市がこれまで取り組んできた市民活動への支援策を継続して実施するとともに、市長を初め、職員が積極的に市民との対話を行っていくことで協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君）（登壇） 納税貯蓄組合の解散と今後の納税推進運動にかかわる御質問につきましては、私から御答弁させていただきます。

まず、納税貯蓄組合の現在までの状況でございますが、昭和26年、納税資金の貯蓄を目的として組織される組合及びその連合体について、必要な規制を設けるとともに、助成措置を講じることによって、その健全な発展を図り、租税の容易で確実な納付を目的に納税貯蓄組合法が制定され、全国的に納税組合が結成されたところでございます。

土別市におきましては、昭和28年から各地区で納税貯蓄組合が結成され、昭和32年に土別市納税奨励条例が制定され、昭和34年4月には118組合、組合員数3,764人の構成で土別市納税貯蓄組合連合会及び各支部が創立されたところでございます。その後、昭和46年には組合員5,860人、組合数では昭和58年224組合の構成となりましたが、納税者の減少に伴い、平成17年4月現在166組合、3,257組合員となっております。

この間、結成以来46年にわたりまして、市の財源確保に大きな役割を果たしていただいていたところでありますが、平成7年、神奈川県小田原市において納税組合への奨励金の支出をめぐって住民訴訟がなされ、平成10年、横浜地裁において奨励金の支出は違法であるとの判決がございました。この判決を受けて全国的に納税奨励条例の見直しや廃止が行われ、道内の都市についても、平成17年10月現在、18市で条例が廃止され、17年度中に土別市も含め5都市が廃止予定となっております。残る都市についても、単位組合への補助金を廃止して連合会の事業

に対する補助金となっております。

士別市においても、平成12年から奨励金の取り扱いをめぐって市議会でも多くの論議がなされ、税額に対する奨励金から組合の事業に対する補助金へと条例を改正して対応してまいりました。平成16年からは三位一体の改革に伴う地方交付税減額、国庫補助金等の廃止の見返りとして国から地方への税源移譲がなされることにより、市税が市の歳入に占める割合は高まり、市税の収納率が市財政に大きな影響をもたらすことから、より広範な市民が税に対する理解を深め、市税完納に向けた市民意識を高めるための運動を全市的に展開することが必要であるとの観点から、納税推進運動の母体を従来の納税組合から自治会へ移行すべく、関係機関と協議を進めてまいりました。その結果、納税貯蓄組合連合会及び自治会連合会に御理解をいただき、平成17年6月29日に開催された第46回士別市納税貯蓄組合連合会総会において解散が決定され、自治会連合会役員会でも、平成18年からの納税推進事業の取り組みや納税推進担当役員の配置に向けて、各自治会への対応をお願いしているところであります。

そこで、納税推進運動を自治会へ移行することでのメリット、デメリットや、自治会での具体的な取り組みについてのお尋ねがございました。

確かに、今までの実績を考えますと、収納率の低下など御指摘の心配はありますが、振替納税の取り組みの普及や自治会を通しての納期内完納の推進運動、納期の周知徹底、自治会だよりの活動など、工夫を凝らしながら自治会と連携し、広範な市民との協働を進め、収納率の向上に努めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、納税推進委員の選出方法及び任務についてであります。自治会連合会役員と個人情報保護法も視野に入れた協議の中で、推進委員の任務としては、自治会総会など各種会合を通して会員への啓発と市が主催する税に関する研修会への参加、各自治会での研修会の開催などについて確認いたしました。推進委員の選出方法につきましては、会員数を考慮しながら自治会の判断にゆだねることとしたところでございます。

市が行う事業としては、納税相談等、収納体制の強化を図りながら、特別徴収事務、振替納税の推進に向けた事業所訪問、租税教育懇話会の開催、街頭啓発活動、税に関する作文コンクール、ごみ収集車を活用した宣伝活動、納税推進月間の取り組みをさらに強化してまいります。

自治会に対する補助金につきましては、納税推進活動助成金として、自治会定額分5,000円、1戸当たり100円の補助金、その総額は130万円程度の交付を考えておりまして、現在、各自治会会長に御説明させていただいているところでございます。

次に、振替納税推進の街宣言についてのお尋ねがございました。

確かに、昭和61年11月に士別市納税貯蓄組合連合会、士別青色申告会が主催し、名寄地方納税貯蓄組合連合会の後援で振替納税推進の街宣言式典が開催され、お話の内容の宣言がなされております。当時の経過を見ますと、昭和48年に振替納税制度ができて、士別市においても昭和58年から取り組みを始めたところでございます。まず、納税貯蓄組合員、青色申告会会員による制度の活用を図り、さらに多くの市民へ制度の啓蒙と普及のため、全道で19番目に宣

言集会が開催されたものであります。

宣言について、議会に提案されず幻の宣言となった経緯についてお話がございましたが、この宣言は、納税者みずからが自主納付体制を確立するための関係団体による活動の一環としての宣言でありまして、全市民を対象とした土別市の4つの都市宣言とは趣が異なりますことから、振替納税の街宣言をした他の自治体においても市の宣言とはなっておりません。

なお、納税貯蓄組合は解散いたしますが、青色申告会は引き続き活動を行っておりますし、振替納税の推進は、今後においても納税推進事業の重要な取り組みとして位置づけておりますので、宣言は趣旨を含めそのまま継続していくものと存じております。

また、振替納税の加入状況につきましては、平成17年4月現在、市民税5,823件、固定資産税8,013件、軽自動車税4,922件、国民健康保険税6,208件となっております。

納付書に口座振替のお願い文書の同封、事業所訪問による口座振替の要請など啓発活動を続けた結果、納税義務者数に対する口座振替の割合は、平成12年度は46.8%でありましたが、平成17年4月現在では48.4%となっております。

次に、「1%ルール」にかかわってお尋ねのありました、平成16年度における市税の状況についてであります。個人市民税、法人市民税とも、景気の低迷、企業の業績不振などの影響を受け、平成9年のピーク時と比べ、個人、法人市民税合わせて3億3,000万円程度の減少となっており、固定資産税につきましても、地価の下落、新築住宅の減少などが続いており、平成11年のピーク時と比較して6,000万円程度の減少となっております。今後も同様に推移するものと考えております。

収納状況につきましては、納税相談や納税者の生活時間に対応した夜間徴収など収納体制の強化を図りながら収納率の向上に努めた結果、市民税、固定資産税とも、現年度分については99%前後の収納率を確保しているところでございます。今後も振替納税の活用の拡大、納税相談による自主納付の意識づけを図りながら、納付率の向上に向けて努力を続けることを申し上げ答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 29番 田宮正秋議員。

29番（田宮正秋君）（登壇） 平成17年第2回定例会に当たり、簡潔に一般質問を行います。

初めに、成年後見制度利用支援事業の導入についてお伺いいたします。

介護保険サービス、障害者福祉サービスの利用などの観点から、認知症の高齢者、または知的障害者にとって成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや、特に費用負担が困難なことなどから、利用が進まないといった事態に対応するため、13年度から成年後見制度利用支援事業が創設され、14年度からは利用対象に知的障害者が加わっております。

最近、リフォーム詐欺を初め、高齢者をねらった悪質商法が頻発しており、成年後見制度の必要性はますます高まっています。しかしながら、事業実施状況を見ると、16年4月現在で実施しているのは616市町村で全市町村のわずか19.7%に過ぎません。この事業は、国庫補助事

業であります。支援事業の内容についてまずお伺いいたします。

制度の利用にかかわる経費に対する助成の対象者としては、介護保険サービス、または障害者福祉サービスを利用し、または利用しようとする身寄りのない重度の痴呆性高齢者、知的障害者であって、市が老人福祉法、または知的障害者福祉法の規定に基づき民法に規定する審判の請求を行うことが必要と認められる者のうち、後見人などの報酬等、必要となる経費の一部について助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難と認められる人が対象となっておりますが、支援事業を導入していないのは、現在、本市には対象者がいないということなのかお伺いいたします。

身寄りのない重度の痴呆性高齢者や知的障害者であって支援を必要とするが、審判の申し立てを行う家族がいない場合など、市町村が後見人などの審判の申し立てをすべき支援事業であるので導入すべきであります。市長の御所見をお伺いいたします。

次に、地域生活支援事業への取り組み推進についてお伺いいたします。

通常国会で改正障害者雇用促進法が、また、特別国会で障害者自立支援法が成立したことを受けて、障害者の雇用施策拡充への取り組みが重要になっています。障害者の自立と共生の社会実現を目的とした障害者自立支援法が成立し、利用者本位のサービス体系に再編がなされ、医療支援や手話通訳などのコミュニケーション支援が地域生活事業として定められています。

この事業は、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが望ましい事業について法定化し、市町村、都道府県が必ず実施しなければならない義務的な事業として位置づけ、定められています。そのため、現在既に事業を実施している自治体もありますが、事業を行っていない自治体については、事業実施の必要があります。また、単に事業を実施するだけでなく、実施水準の底上げが必要とされており、事業の実施内容及び本人負担などは自治体の判断で決定していくことになるため、今後、行政としては事業計画、規定の整備とともに予算確保の取り組みを推進していくべきであります。市長の御所見をお伺いいたします。

次に、住宅用火災警報器の設置義務についてお伺いいたします。

平成16年6月2日に消防法が改正され、それに基づき改正された土別地方消防事務組合火災予防条例が18年6月1日に施行されることに伴い、住宅用火災警報器、または住宅用自動火災警報設備の設置は、新築住宅が義務づけられ、既存住宅については、市が定める条例により施行日より5年間の経過措置がありますのでまだ先の話ではありますが、改正内容を伺うとともに、市民に対してどのように周知していくのかお伺いいたします。

火災警報器の設置は義務化されますが、設置しなくても罰則規定のない改正であります。しかし、最近、高齢者に対する悪質住宅リフォームなどが社会問題となっております。この法改正に便乗した悪質訪問販売による住宅用火災警報器の不正取引と考えられる事件が発生することに十分な注意が必要であります。どのように対応していくのか市長の御所見をお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 田宮議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から成年後見制度利用支援事業の導入に関する御答弁を申し上げますが、住宅用火災警報器は本庁助役から、地域生活支援事業の質問につきましては保健福祉部長から、それぞれ御答弁を申し上げます。

成年後見制度利用支援事業の導入については、近年、認知症や知的障害、精神障害により、判断能力が不十分な方々が悪徳商法やリフォーム詐欺の被害に遭った事件が報道されておりますが、こうした方々が不動産や預金通帳、預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約において、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまうということがあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度であります。この成年後見制度は、大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

まず、法定後見制度は、後見、補佐、補助の3つに分かれており、判断能力の程度などの事情に応じて、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人、いわゆる後見人、補佐人、補助人が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為を行ったり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護、支援するものであります。

成年後見人等には、本人のためにどのような保護、支援が必要かなどの事情に応じて家庭裁判所が選任することにより、本人の親族以外にも法律、福祉の専門家、その他の第三者や福祉関係の公益法人、その他の法人が選ばれる場合がありますし、成年後見人等を複数選ぶことも可能であります。また、成年後見人等は、その事務について家庭裁判所に報告するなどして家庭裁判所の監督を受けることにもなります。

次に、任意後見制度につきましては、本人が十分な判断があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめみずから選んだ代理人として任意後見人に、自分の生活、療養看護や財務管理に関する事務について代理権を与える任意後見契約を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものであります。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思に従った適切な保護、支援をすることが可能となっております。

そこで、成年後見制度利用支援事業の内容についてであります。介護保険サービス、障害福祉サービスの利用の観点から、認知症高齢者、知的障害者、または精神障害者などにとって、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なことなどから利用が進まないといった実態に陥らないように、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業であります。事業内容としましては、成年後見制度利用促進のための広報、普及活動の実施、成年後見制度の利用に係る経費に対する助成であります。

田宮議員のお話のとおり、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる人が対象となっておりますが、本市には対象者がいないのかということでありますが、例えば知的障害者更生施設つくも園では、入所者のうち18名が成年後見制度を利用しており、申し立てはすべて4親等以内の親族であります。市町村長が成年後見制度に伴い家庭裁判所に申し立てをする場合は、4親等以内の身寄りがいないなどの理由で申し立てをすることができない重度の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の方に対しての保護を図るため、市町村長に法定後見である後見、補佐、補助の開始の審判の申し立て権が与えられております。

そこで、御意見にありました支援を必要とするが審判の申し立てを行う親族がない場合などの支援策として、市町村長が後見等の審判の申し立てをすべき成年後見制度利用支援事業を導入すべきではないかとのことではありますが、本市におきましては、在宅で生活をしている重度の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者に対する後見制度の利用について、民生委員及び福祉施設関係者などからは、現在までのところこの申し立てはない状況でございます。

さらに、道内の実施状況を申し上げますと、成年後見制度利用支援事業で補助を受けております市町村は、北広島市、苫小牧市、釧路市、斜里町、音更町、芽室町の6市町村となっております。また、上川支庁管内では、富良野市が要綱を制定しておりますものの利用実績はないという実態であります。

本市におきましては、今後、重度の認知症高齢者、知的精神障害者にかかわって制度利用の該当が出てくると思われますので、成年後見制度利用支援事業実施要綱を制定するとともに、要請があった場合には支援に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 相山助役。

助役（相山慎二君）（登壇） 田宮議員の住宅用火災警報器の設置義務についての質問でございますが、この件につきましては、土別地方消防事務組合とのかかわりもございまして、私からお答えを申し上げます。

議員お話しのとおり平成16年6月2日に消防法が改正され、全国一律に住宅用火災警報器等の取り付けが義務づけされたところでございます。これを受けて、平成17年10月1日に土別地方消防事務組合火災予防条例が改正され、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年6月1日から適用されるものであります。このことは、近年特に住宅火災による死傷者数が増加し、また死者の約6割が65歳以上の高齢者であること、さらに死亡原因の約7割が逃げおくれなどによることから、その防止策の一つとして設置の義務づけがなされたものであります。

その内容につきましては、基本的には住宅内のすべての部屋に設置することが望ましいわけではありますが、今回の改正では、住宅内の寝室と階段の天井、または壁に設置しなければならないものであります。機器につきましては、煙を感知する光電式のもの、あるいは温度を感知する定温式などがあり、いずれも簡単に取り付けが可能なものでございます。

次に、市民への周知についてであります。まず、新築を予定している住宅につきましては、既に建築課においてパンフレットを配布する等の対策をとっております。また、今回の改正は設置についての義務づけはされましたが、罰則規定がありませんので、何よりも市民の理解を得ることが重要でありまして、土別地方消防事務組合において、住宅用火災警報器の必要性及び効果、設置の時期等を内容とするパンフレットを作成し、市の広報誌配布にあわせて全戸配布するとともに、市の広報誌への掲載、インターネットのホームページを使っての周知などを検討いたしております。

また、春、秋の火災予防運動において、消防団を初め、防火クラブ、あるいは自治会等の関係団体、さらには報道関係の協力を得ながら、あらゆる機会を通じて広報、普及啓発活動を展開いたそうと考えているところであります。

次に、住宅用火災警報器の設置義務に便乗した悪徳訪問販売の防止についてのお尋ねがございました。

高齢者を中心とした悪徳訪問販売は後を絶たず、市の消費者相談担当課においても定期的に啓発を行い、また、その都度広報等を通じて啓発を続けておりますが、業者は手をかえ品をかえという状況であり、被害に遭う方が後を絶たないのが現状であります。特に、今回の火災警報器の設置義務については、すぐに設置しなければ法に違反するという言葉巧みに訪問販売を行う業者が出てくるのが予想されますので、法の趣旨や経過措置があることを機器の使用方法を含めて周知し、もし納得がいかなければ購入しないという注意の喚起も必要となりますので、引き続き市としても広報等での啓発をするとともに、消費者団体とも連携を図りながら対応を進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げ御答弁いたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君）（登壇） 私から、地域生活支援事業への取り組み、推進についてお答えをいたします。

障害者の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、国はこれまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担、医療費等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容手続等、地域生活支援事業及びサービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めることを目的として、障害者自立支援法が10月31日、衆議院本会議において可決成立をいたしております。そこで、市町村が取り組むべき地域生活支援事業についてであります。障害者に対する相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付または貸与、移動支援、生産活動の機会提供及び居住支援などがあります。

現在、本市ではこれら事業をおおむね実施しておりますが、中でもコミュニケーション支援につきましては、手話通訳者の養成のための手話講習会を毎年実施するとともに、聴覚障害者と健聴者との意思疎通のために手話通訳者を派遣し、社会参加の促進を図っております。また、

移動支援については居宅介護支援事業所に依頼をし、障害者本人のサービス利用にこたえるべくホームヘルパーを派遣し、サービスの提供を実施しているところであります。さらに、生産活動の機会提供につきましては、昨年10月に精神障害者及び知的障害者の共同作業所が小規模通所授産施設の許可を受け、これを運営する社会福祉法人土別愛成会が設立されたところであり、この施設に障害者が通所し、生活訓練や作業訓練を行い、自立の促進を図っているところであります。

また、精神障害者に対しては、本年4月より障害者本人を初め、家族などに対して、日常生活に関する悩みや不安など地域で生活をしていくための相談や指導の窓口として、地域生活支援事業を名寄市にあります道北センター福祉会に委託し、支援をしているところであります。

居住支援につきましては、施設入所者などが地域で自立生活を行うためグループホームなどの施設が必要と考えられますが、現在、本市におきましては知的障害者更生施設つくも園が2棟のグループホームを開設しており、さらにグループホームに入居するために訓練を実施している体験ハウスが1棟設置されておりますが、今後におきましても計画的に開設をしていきたいとの意向がありますので、市といたしましても側面から協力をしてまいりたいと考えております。

この地域生活支援事業の厚生労働省から示された今後の施行スケジュールによりますと、国の予算編成におきまして事業にかかわるガイドライン案の提示は年明け1月であり、さらにガイドラインの確定通知が3月となっておりますし、本法律の施行に伴う政令、省令の公布が1月ごろに予定されており、現段階では不透明な部分が多くありますので、国の動向を見きわめながら、平成18年度中に策定が義務づけされております障害福祉計画の中で事業内容を整理するとともに、必要に応じて条例等の整備を図ってまいりたいと考えております。また、利用者負担につきましても、障害者サービス内容などを考慮し、適切な利用者負担を検討してまいりたいと考えております。

今後におきましても、新市建設計画でうたわれております施策の推進を初め、福祉のまちづくり条例並びに土別市障害者福祉計画に基づき、障害者が安心して快適に暮らせ、自由に社会参加ができるよう福祉のまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上を申し上げます、答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 1番 田村明光議員。

1番（田村明光君）（登壇） 平成17年度第2回定例会において、通告に基づき一般質問をいたします。

最初に、農業担い手対策についてでありますけれども、その1つ目として、農業、農村担い手支援事業の内容について。

昨今、農業を取り巻く情勢は、生産物の価格暴落などで農業経営を継続できるかどうかの瀬戸際まで追い込まれています。また、一方では少子・高齢化の影響も、ほかの産業と同様に農業にも押し寄せてきています。このような現状のもと、後継者もなく農業を離れていく人たち

が後を絶たない現状であります。このような事態は、旧土別市、旧朝日町ともに農業は基幹産業であり、まちの経済にも大きな影響を与える事態となっております。両市町とも基幹産業である農業を何とか継続できるようにと、農業後継者や新規就農者への支援、さらに将来を担う青少年や農村地域社会の理解を深め、基幹産業である農業に夢と希望を与えるとともに担い手対策の推進を図り、農業の新しいあり方を実践し、安定的発展を目指すということで、旧土別市、旧朝日町とも農業担い手支援事業を立ち上げ、実践してきたところであります。

今回の合併により、それぞれの両市町で行われていた支援事業の再編調整が今、行われていると伺っているわけですが、それぞれの独自の中であつたものであり、現場に合った形で実践してきたわけでありますので、調整の中で項目を減らすのではなく合わせた形の中で、新生土別市の農家全戸が対象となるように再編調整が必要と考えます。

また、例えば旧土別市の新規就農者等経営規模拡大支援助成事業を例に挙げてみますと、この事業の対象者は、新規就農から10年間に農地などの集積を行った場合、当初5年の賃貸料、利息に対し助成するとなっているわけでありますが、当初5年とあるのを削除したり、そのほか要件などの中に、助成を受けられるのは1人につき原則1回までとなっている部分を削除するなど、そして、この事業を旧朝日町の対象者にも拡大させる、そして、旧朝日町で行われている新規就農者支援事業なども旧土別市の対象者にも使えるようにするとともに、内容の見直しもあわせて行うなど、この機会に範囲の拡大、内容の充実を図ることがより農地の荒廃を防ぎ、農地の流動化の推進にもつながり、また、何といても新規就農者などの営農が成功するか、失敗するかの大きな分かれ目となる初期投資の抑制につながることを思います。

営農が軌道に乗るまでいかに経費を抑えるか、そこに行政が手助けをする、そうすることが1人でも多くの新規就農者、あるいは農業後継者の方々を確保できて、新生土別市の基幹産業である農業が継続的に発展していくのではないかと思います。市長の考えを伺いたと思います。

次に、土別地区担い手支援連絡協議会のあり方についてであります。

この協議会は、農業後継者の育成、確保を図るため、適齢期の男女の健全なる結婚を推進し、明朗、堅実な家庭の建設を促進することを目的とするということであつた協議会で、構成は土別市、和寒町、剣淵町、朝日町の1市3町で構成され、合併後は1市2町で構成され、それぞれの名称を土別では土別市担い手対策総合推進協議会、和寒町は和寒町担い手推進協議会、剣淵町は剣淵町後継者対策協議会、朝日町は朝日町農業後継者対策協議会ということであつたそれぞれの市町が協議会を立ち上げ、広域で連携し、活動を続けてきたわけでありますが、なかなか目に見える成果が上がらなかつたというのが今までの現状ではなかつたかと思われまふ。大変難しい問題であり、担当者は苦労されたことと思いますが、大変大事な取り組みでもあると思います。

今行われている事業内容としては、青年交流事業としてクリスマスパーティーは継続と聞いていますが、結婚相談員合同研修会については平成16年度で廃止と聞いております。土別市担

い手対策総合推進協議会についても平成16年度で廃止されていますが、17年度において名称を変更し、新規に設立をし、組織についても再編すると聞いております。

組織については、士別市農林振興課、士別市農業委員会、士別市公民館、北ひびき農協、普及センター、士別商工会議所と6組織のそれぞれの事業担当職員で構成し、事務局を市の農林振興課に置くということで、今までより新たに士別市公民館、普及センター、士別商工会議所も加わり、事業の内容についても幅を広げ、農業関係だけでなく市全体の担い手対策全般、青年交流事業に取り組むと聞いていますが、こういった形で取り組んでいくのか、士別単独事業、あるいは広域で取り組む事業などいろいろあると思いますが、実績の上がるような取り組みが求められていると思います。

そこで提案でありますけれども、今まで取り組んできた交流事業に加えて、中長期的な交流の取り組みができないかということでもあります。例えば、複数の女性を農業実習生として募集し受け入れる。各農家に寝泊まりするのではなく、一定のところで生活をしながら複数の農家に出向いて作業をする。住宅と生活費については市が保障する。水稻、畑作、園芸、酪農など希望する農家で働きながら、何カ月、あるいは何年というように中長期的に市に滞在してもらう。そうすることによって、幾度となく触れ合いの場ができて、結果として恋愛感情も生まれてくるのではないかと思います。そうすることによって、短期的なイベントなどに参加ができない人たちにもチャンスといえますか、触れ合う機会が生まれてくるのではないのでしょうか。最初から結婚を目的として考えていたのでは失敗すると思います。私はこのように考えているところですが、市長は具体的にどのような考えを持っているのか伺いたいと思います。

次に、旧朝日町役場2階の有効活用についてであります。

今回の9月1日付をもっての合併により、旧朝日町役場職員13名が本庁勤務となり、本庁からは3人の職員が朝日町総合支所勤務となったことから、旧朝日町役場職員が差し引き10名の減となったところであります。そのために、役場庁舎の2階部分を使っていた産業課、建設課が1階部分に移動し、議会事務局、農業委員会事務局も本庁に移動したために、議長室、議事堂を含め2階部分はすべて空き部屋となっています。そこで、市民ならだれでも自由に使える部屋として、登録団体でなくても思いつきグループでも無料開放をし、有効活用を図るべきと考えます。

また、今、1階部分で利用されているリハビリ教室が行われている部屋についても、住民の中から狭いので2階の広いところに移してほしいという声も聞こえてきています。高齢社会の中で、国も予防介護に力を入れています。理学療法士の指導回数も増やししながら、広くゆったりした部屋でリハビリを受ける、そして機材も充実させる。そうすることがより効果が出るのではないのでしょうか。エレベーターの設置も必要になるとと思いますが、ぜひ実現できるように取り組む必要があると考えております。

また、ほかの活用方法を住民から意見を聞くなどし、また本庁のスペースの不足を補う施設としての利用など、ただ空き部屋にしておくのではなく、有効に活用する方法を検討する必要

があると思いますが、市長はどのように考えているのか伺いたと思います。

これで私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 田村議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に農業担い手対策に関する御答弁を私から申し上げまして、旧朝日町役場2階の有効利用の質問につきましては朝日総合支所長から御答弁を申し上げます。

初めに、農業担い手支援事業の内容にかかわってのお尋ねであります。ただいまのお話にありましたように、農業後継者の減少によって生産農家の高齢化が進行している中、今後における農家戸数の減少は、遊休地や耕作放棄地の発生を誘発させるとともに、農村集落機能の維持そのものも困難にさせる要因となるものであります。このため、現在の農家戸数を守るためには、何としても経営意欲にあふれる担い手を確保、育成していくことが極めて重要な課題であるとの認識から、これまで土別地区におきましては、土別市農業農村活性化条例の精神に基づき、農業の原点であります土づくりを一層推進して農業経営の体質強化を図る中、将来を担う青年や女性などすぐれた担い手を確保することを目的に、土別市農業農村担い手支援規則を制定し、総合的な施策の推進に努めてきたところであります。

また、朝日地区におきましても、特に新規就農者確保対策に視点を置き、新規就農者が少しでも早い期間で農業を定着することができるように、各種助成策を講じてきたところであります。

そこで、新規就農者を確保することで新生土別市の基幹産業である農業を継続的に発展させるためには、具体的な例を挙げてこれまでの担い手支援の内容を充実させるべきとの御提言がありました。新市における担い手対策は、単に農業を志す個人としての農業経営にとどまることなく、新たな農業の担い手が市民として生活をしていく農村全体の問題としてとらえていくことが重要であります。このため、現在は合併協議における事務事業を細部調整方針に基づきながら、現行の土別市農業農村担い手支援規則を基本に、地域において新しい市民となる新規就農者などを農村全体で受け入れていくという農村コミュニティを構築し、まずは農業者みずからが積極的な営農に取り組むことのできる環境整備をすることで、地域のリーダーとなり得る人材の育成を図り、また、近年は農業以外からの農業を志して市内で研修する方々が増加傾向にありますことから、こうした意欲のある新規参入者が経営を始めるに当たっての支援のあり方などについて調整作業を行っているところであります。

したがいまして、今後においても支援の範囲を拡大して土別と朝日の全域とすることや、新規就農時に必要な支援策となることなど、ただいま御提言をいただいた趣旨も踏まえながら十分協議を重ね、新たな制度によって本市農業が継続的に発展するものとなりますよう来年度からの運用を目指してまいります。

次に、土別地区担い手支援連絡協議会のあり方についてのお尋ねでありました。

この協議会は、これまで1市3町の農業後継者対策協議会などによって組織をし、結婚前の

青年たちを一堂に会しての交流事業や農業研修生との交流事業、さらには結婚相談員の研修会など、いわゆる花嫁対策としての事業を実施する中で、従前には一定の成果を上げてきたところであります。しかしながら、近年は結婚に対する若者の考え方の変化などから、こうした一堂に会しての交流会の参加が減少し、また、結婚相談活動についても、相談員による個別的な対応そのものに抵抗感を覚える若者が増えてきたことなどから、これまで相談員の方々に懸命な御努力をしていただいたにもかかわらず、必ずしも十分な成果に結びついたとは言いがたい実態でありました。

このため、協議会としては、これまでの花嫁対策としての効果を検証する中で、今後においては青年の自主的な活動を尊重して、育成支援するという観点に立って、担い手協議会の名称を担い手対策から担い手支援に改めて、さらに青年たちとともに活動をする協議会運営を目指して、構成員についても各関係機関の実務担当者としたものであります。

そこで、女性実習生の受け入れなど、配偶者対策も視点とした中長期的な取り組みをたどるに挙げて今後の協議会活動に対する御提言がありました。新たな協議会の取り組みは、例えば青年交流活動では、青年たちがみずから集い、みずから企画をし、みずからが実行していく、こうした活動が数多く行われることによって相互の信頼関係が深まって、さらに大きな交流の輪として広がっていくものであり、この結果として農業後継者の結婚に結びつくことになれば極めて意義のあるものになると考えるところであります。

このため本年度は、農業、商業、工業などを問わず、幅広く青年たちが参加する中で、自主的な事業、交流会が今月開催され、また、雪祭りなどイベント参加も検討されるなど、若者たちみずからが交流の場を創出する取り組みが行われており、協議会としても側面的な支援を行っているところであります。

また、今後の活動についてであります。現在行われているこれらの取り組みが真に実効性が上がるものとなっているのか、さらに、将来においてどのような効果が見込まれるのかなど、各年度における事業についても一定の検証を行うことで、実績の上がるものとして展開をいたしてまいりたいと考えております。

以上申し上げてまいりましたが、農業後継者対策は本市農業振興の上からも極めて重要な問題でもあります。こうした担い手確保は非常に困難な課題も多いわけではありますが、この土別地区担い手支援連絡協議会を核としながら各関係機関との連携を十分に図るとともに、市民の方々の御理解と御協力も得ながら、今後ともその推進のために最善を尽くしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 城守朝日総合支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君）（登壇） 朝日町総合支所2階の有効活用についてのお尋ねがございましたので、私から御答弁申し上げます。

総合支所の2階には、旧朝日町議会関連として議事堂、委員会室、議長室、議会事務局室、

議員控室が、また、行政関連では産業課、建設課が執務しておりました事務室と小会議室、中会議室がそれぞれ1室ございます。合併後、これらの部屋は会議などで一部使用している状況にありますが、議会事務局室、議長室は、これからの町史編さんに係る作業及び関連資料の収集整理のため使用する予定となっております。

また、旧議事堂につきましては、録音設備等が完備しておりますので合併特例協議会の会議での使用を予定しておりますが、一般会議室では収容し切れない人数の会議に対応し、その他議員控室、会議室などにつきましては、打ち合わせ会議のほか、一部の部屋は書類等の保管に使用したいと考えております。

また、各種会合、団体活動の使用につきましては、これまでサンライズホールでの対応をしてきておりますので、設備、施設利用におきましても合併後も十分に対応可能な施設でありますことから、これからもサンライズホールの利用を基本としていく考えであります。

議員のお話にありました機能回復訓練室につきましては、現状の規模で対応できておりますので、新たな設備などの関連もあり2階への移動の考えは現在持っておりませんので、御了解願いたいと思います。

いずれにいたしましても、地域住民の皆さんの御意見も十分にお聞きしながら今後の有効活用に努めてまいりたいと考えております。

以上を申し上げます、答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 26番 菅原清一郎議員。

26番（菅原清一郎君）（登壇） 平成17年第2回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

新士別市も静かな船出をしてから約3カ月が経過して、朝日町内でもこれまでと同じように各地で行政懇談会が精力的に行われましたが、旧朝日地区市民の不安や要望事項に耳を傾けられ、市長を初め、各担当者から懇切丁寧に答弁がされたようでありますが、行政機関の皆さんにおいては、住民とのひざを交えての懇談会はどのように感じ取られ、士別と朝日の違いのほどはいかがだったでしょうか。実際に、住民の多くは合併によってこれからの生活などが大きく変わらないようにと、それぞれのお立場で市長に要望されたと思いますので、どうかできる限りの皆さんの貴重な御意見を新士別市の発展のために生かされますようお願い申し上げる次第であります。

さて、質問の本題に入らせていただきますが、最初に、朝日地区におけるまちづくりについてと題しまして、3点に絞ってみたいと思います。

合併後の新士別市に対して、我々市民は今後の朝日地区の発展に大いに期待するものであります。市長は合併に際して、御自分の選挙公約にて士別市と朝日町の均衡ある発展を目指すとっておられますことから、朝日地区住民のだれもが今後の市政運営に力強さを感じたものであります。朝日地区としましても、今日まで地域住民の意見を集約し、まちづくりに熱意を持ってまいりましたので、その一端を述べさせていただきたいと思います。

旧朝日町時代、商工会を中心に、平成2年度から中心部を横断する主要道道士別滝上線の拡幅と地域住民とのコミュニティの輪としての商店街整備を図るためのまちづくり計画を道や町から多額の補助を活用して何度も策定し、その都度、旧朝日町や土木現業所に対しまして実現に向けての要望をしまいましたが、考え方に相違があって、いまだにその方向性すら見えてこない状況であります。

過去の要望には、このたびは触れませんが、ことごとく地域住民の大半の方たちのまちづくりに対する夢は崩れ去ったのでございます。このたびの市町村合併を見据えて、新たな視点からいま一度地域住民の願いを実現するためには何をすべきかと議論されまして、平成17年度において、朝日商工会の最重要事業として朝日町中心市街地地区まちづくり構想を策定するために特別委員会を設置し、その作業に取り組んでいるところであり、このたびその草案ができ上がったのであります。

そこで、新市における共通点はあるわけですが、特に朝日町地区における優先課題として、次のことが考えられるというふうに思います。1つ目として高齢者・身障者の福祉についてであります。2つ目には医療対策についてであります。3つ目として雇用の場の確保についてであります。4つ目として道路の安全性、これは生活環境の改善についてであります。5つ目として合宿の町としての整備についてというふうにまとめてみました。以上の課題を改善していくことが朝日地区を疲弊させることなく、均衡あるまちづくりのために欠かせないものと私は考えるものでありますことから、この課題を改善していくための3つの柱を提案いたしますので、御理解を賜りますとともに、建設的なまちづくりに対する市長の決意をお伺いするものでございます。

1つ目として、弱者、いわゆる高齢者・身障者等ではありますが、弱者に対する優しい環境整備についてでございます。

現在、朝日地区においては、10月末現在で65歳以上の高齢者は726人で、重度障害者が43名、そして視覚障害者が6名、さらに小学生64名と中学生が31人居住しており、市街地区の約40%以上の方が市街地区に生活をしているのでありますが、このような弱者の皆さんが安全で楽しく、少しでも将来に希望を持てるような環境を整備することが朝日地区における重要課題であり、多様な取り組みが必要であると考えます。

特に、その高齢化率は39.5%にも達しておりますので、いかに高齢者の皆さんが元気で社会活動ができる機能を地域全体でつくり上げていくことが必要であり、健常者が要支援者に対して手を差し伸べることを惜しまない地域社会を目指すことが大切であると考えます。

例えば、住民全体が一つの家族となるコミュニティとしての機能をつくり上げることにあります。コミュニティを地道につくり上げることによって、朝日地区は地域住民がつくる安心して一生過ごせる福祉の町として全国のモデルケースにも考えられ、要支援者に対する介護、介助が新しい事業として成立し、若い人たちの定住を促進し、雇用の場を確保する事業にもつな

がるものであります。このことによって、老人と若者との交流の場ができて、コミュニティをつくり上げていく相乗効果も期待できるのではないのでしょうか。朝日地区が福祉の町を実現させることによって、全国から朝日地区に永住したいという人の誘致が可能となり、人口減少にも役立つことにつながるのだと思うのであります。

また、老人が家に閉じこもる現象が多い中、その防止策として活動する動線、これは道路であります。活動する場を整備することが必要であります。これらの施設としての地域住民が触れ合うことができるコミュニティ施設や健康維持施設としての温浴施設の整備、そして歩道や老人の歩行、あるいは高齢者や身障者に対応した、滑らず、でこぼこや段差のない歩車道への改善整備をして、閉じこもりがちな高齢者などの弱者が自由に出かけられる環境整備が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

次に、主要道道土別滝上線の拡幅と核施設についてであります。

この計画は、平成2年度に朝日商工会が企画立案して、その後、今日まで15年間にわたって道道の拡幅を行政側に訴えてまいりましたが、双方の言い分は平行線をたどり現在に至っております。この事業は、当初、道路管理者である北海道旭川土木現業所より、市街地の狭い道路を拡幅整備してはどうかとのお話があつてのスタートでありました。以後、商工会、地域住民によつての拡幅期成会などの組織によつて精力的に運動展開し、町、道、国などに陳情要請をしてきたのであります。残念ながらいまだに整備はされることなく今日に至つておるものであります。

車道はわだちをオーバーレイで直す程度ですし、歩道に至つては、建設以来手をかけていないような状態で、歩道としての機能どころか、安全に安心して歩くことのできない危険な状態にあります。私自身、このような歩車道は道内広しといえどもほかにはないと断言するものでございます。町の中心を走る道道を児童・生徒が通学路としていないことから、いかに危険でひどい道路なのかおわかりになると思います。

幅員は11メートルで、交通安全上、非常に危険度の高い道路であり、特にこれから迎えます冬期間は除雪によつて見通しも悪化し、さらに危険度が増すのであります。そのことが市街地に位置する各商店にも大きな影響を与えている状況にあるのであります。道路をコミュニティの場とするならば、だれもが安心して通行でき、買い物に訪れることができるように拡幅整備をする必要があるとこの数年間訴えてきたのであります。現在でも、北海道旭川土木現業所から、道路に関しては商工会と行政側の意見を集約して一本化してほしいと言われておりますことから、合併を契機に新たな視点から、早急に地域住民の長年の願いでもある拡幅事業の推進を図るべきだと思うのであります。

道道沿線は住宅と店舗等が混在しており、拡幅と同時に朝日地区の中心市街地区としての環境整備が必要であると考えられます。特に、地域住民のコミュニティの場となる核施設の設置が強く望まれており、町の顔的な機能を有する施設の整備が道道拡幅とあわせてすることができないものか、この機会に伺いたいののであります。

3つ目に、合宿者や来訪者に優しいまちづくりとしまして、朝日町はスポーツ関連、特にスキージャンプや文化面では吹奏楽や演劇関連の人々が、ジャンプ台を初めとする各スポーツ施設やサンライズホールなどを利用するために年間で約1万人が訪れており、朝日町の大きな産業の一部として位置づけられると思います。しかしながら、宿泊施設としては山村研修センターしかなく、あふれている場合は町内の建設会社の寮などに合宿している状況にあり、ほかに申し込みがあっても、残念ながらお断りをしている状況にあります。一時的とはいえ、来訪者に対し非常に不便を強いておるのが現状であります。

また、施設の中には特に浴場施設が狭く、お湯等の整備も、整備はしてきているものの利用者には大変不評であります。社会人や大学生などの自家用車を持っている選手のほとんどは、近隣の温泉施設に出かけており、それ以外の合宿者の多くは我慢して芋洗のような状況の中で利用なさっていることから、今後の合宿者の利用増進を図る上では宿泊機能の充実が急務であると考えられます。

合宿者はスポーツ関連が主体となっているので、疲労回復、あるいはスポーツリハビリを行えるような温浴施設の充実を図り、新たな情報発信することによって利用者の確保も向上させることができるのであります。特に、温浴施設については、さきにも述べましたが、地域住民がつくる安心して一生過ごせる福祉の町としての位置づけから考えると絶対に必要な施設であり、高齢者の福祉施設として、また身障者の方々やリハビリとしての利用できるほか、一般住民が利用できる施設も兼ね備えた温浴施設とすることで、いろいろな人が集うコミュニティの場となるものだと思います。

合併協議会においても、朝日地区にある町営の公衆浴場は前期での建設が確認されていることから、この機会に第1回の定例会で坂本議員からの朝日地区へミニ翠月建設の質問がありましたが、あわせて温浴施設の充実も図ることで、全国からの来訪者が増加もいたしますし、合宿者とあわせた複合的な効果が得られると思うのであります。

以上、朝日地区のまちづくりに関する私の考えを述べましたが、道路事業については行政が行わなければならない事業であります。核施設としての宿泊機能や温浴施設などを併設することでコストダウンにもなり、土別市の負担も極力少なくしていく方策を検討しております。運営面におきまして、民間が行っていくことが必要であると考えております。朝日地区住民待望の朝日地区のまちづくりに対する市長の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、公用車の取り扱いと車両保険制度について、2点お伺いいたします。

使用区分についてと車両任意保険制度についてであります。公用車の使用については、旧朝日町の制度と土別市の制度に大きな違いが生じており、さきの合併協議会でも当分の間は現行どおりとすると確認されているのであります。旧朝日町では学校行事、部活動、スポーツ少年団、子供会や社会教育、あるいは体育団体やその他各種行事、イベントなどでの公用車利用ができたものですが、これまでの朝日では学校行事には教員が運転可能でありましたし、各種団体の活動に際してもそれぞれ車両の貸し出しが広く住民に利用されてきたのであります。特

に中学校の部活動においては、教員の運転によりその都度、その利用に適した車両が有効に活用されてきたのでありますが、現行士別市の規定ではその車両の貸し出しが不可能となったために、教員の自家用車による部活動での方法しかなくなり大変不便を感じているのであります。

対策としては、現行の学校での車両取得ができないと聞いておりますが、そのような規定があれば、この機会に提示していただきたいと思っております。

朝日地区の学校行事や部活動などは、すべてにおいて町外に出かけないといけない事情などから、合併後の今日、大変な支障を来しておりますことから、規定の拡大解釈をして車両の利用ができないものでしょうか。しかしながら、利用の規定を変更して利用可能となったとしても、大きな問題点が判明してきたのであります。それは、車両の保険制度にあります。

車両任意保険制度では、旧朝日町においては加入先が全国自治協会であり、免責事項の相違点としてスポット貸し出しも保障対象となり、極端にいうと職員以外の運転でもオーケーであるのに対し、士別市の加入先は社団法人全国市有物件災害共済会でありまして、その相違点は目的が公務の場合のみに限られているとされております。確かに、住民のすべての利用については物理的にも無理があるのでありますが、市保有の車両の有効活用の意味からも、公用車の適正な貸し出しができないものでしょうか。車両の運転を業務技師以外は保険適用はされないという規定も問題の一つであると思っております。

いずれにしても、貴重な財産でありますので、それに適した保険制度の見直しも含めて、この機会に検討できないものかお伺いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

(降壇)

副議長(牧野勇司君) 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前11時55分休憩)

(午後1時30分再開)

副議長(牧野勇司君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。田苅子市長。

市長(田苅子進君)(登壇) 菅原議員の御質問にお答えをいたします。

私から朝日地区におけるまちづくりについて御答弁を申し上げ、公用車の取り扱いと車両保険制度につきましては、朝日総合支所の担当助役から御説明を申し上げます。

菅原議員からは、合併後の朝日地区のまちづくりについて、3点にわたって御提言も含め御質問がございましたが、いずれも道道拡幅に関連してのまちづくりと史料されますので、最初に道道拡幅についての考え方を申し上げ、その後2点の御質問にお答えをいたしていききたいと思います。

道道士別滝上線の拡幅整備につきましては、平成2年から当時の朝日町においてさまざまな角度から議論がされてきた長い歴史を持つ課題であったと思っております。この間、2度にわたる町

長選挙などを通じて、当時の理事者の判断として、道道拡幅についてはさらなる過疎化を招きコミュニティの崩壊にもつながりかねないとのことから、拡幅の手法を取り入れるよりは現道を補修整備していくことでその方針が示されたところであります。

このたびの土別市と朝日町の合併に伴う協議において、この道道拡幅に関する協議はありませんでしたし、合併後の両市町の事務引き継ぎにおいても、また、このたび開催されました朝日地区における行政懇談会におきましても、道道拡幅に関しては全く話題に上らなかった事情でもあり、仮にこうした要望があるとすれば、合併協議においてはもちろんのこと、今回の行政懇談会においても話題となってしまうべきものではないかと思えます。

旧朝日町としては、現下の道の財政が極めて厳しい状況にあることや、公共事業については費用対効果を重視し、その事業の評価を適切に行っていかなければならない時代背景なども考慮をして、現道の補修整備という方針で既に町としての結論を出し、考え方が一本化されているものと私は認識をしているところであります。今後の道道整備につきましては、新市としてもその方針を堅持していかなければならないものと考えております。

私は、11月21日から25日までの4日間にわたって朝日地区7カ所で行われた行政懇談会で、合併後の市政を推進していく基本的な考え方を地域の皆さんに伝えながら、ひざを交えた懇談会を通して地域の方々のまちづくりに対する思いを強く感じてまいりました。

まず、弱者に対する優しい環境整備についてのお尋ねでございますが、すべての住民が基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加ができる優しい町を実現することは、地域住民の共通の願いであることは言うまでもありませんし、行政の究極とするところであります。このような社会を実現するためには、多様な個性を有する一人一人が住みなれた地域においてみずからの意思に基づき自立した生活を送り、かつ社会参加を果たしていけるよう、地域住民一人一人がお互いを理解し、思いやりの心を持って尊重し合い、相互に支え合っていける社会を構築していくことが必要であります。

朝日地区においてはその実現のための取り組みの一環として、これまで高齢者や身体障害者の方々の社会参加を促進するため、身体障害者ハイヤー料金助成や小規模作業所運営補助などさまざまな事業を実施してきたほか、住環境の整備では、介護を要する方が家庭で安心して快適に過ごせるよう住宅改造に対する助成を行い、地域コミュニティの場としてサンライズホールや老人保健センターの活用を図ってきたところであります。このような施策を展開していく中で、交流の場や社会参加の促進、住環境の改善を図ってまいったところでありますが、今後の優しい環境のまちづくりを進めるに当たっては、土別市福祉のまちづくり条例に沿い、地域の状況把握に努めながら推進してまいらなければならないと考えております。

次に、合宿者や来訪者に優しいまちづくりについてであります。

朝日町のスポーツ合宿に対する取り組みは長く、近年はサンライズホールの利用も加わって、宿泊施設の利用も多く平成16年度は9,080人の利用実績となっております。宿泊施設としての山村研修センターは築後25年が経過していることから、利用者に幾分御不便をおかけしている

ところもありますが、施設が多少古くても継続して利用していただくためには、関係する人々の心のこもった対応が最も大切であると考えておりますので、今後とも適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

朝日地区の行政懇談会では、今回の合併によって両市町が持っているすぐれたものをうまくつなぎ合わせることで限らない発展の可能性が秘められていることや、その地域にあるものを生かした地域おこしのかぎとして足元再発見を申し上げてまいりました。朝日町にはサンライズホールというすばらしい施設がありますので、公演に来た出演者を含めた大勢の人が一過性ではなく地域の人々と深く交流をしたり、合宿で訪れたスポーツ選手とのつながりを深めるなど、両市町が持つ観光、合宿が連携し、さらに市街地に地域の特性を生かすものが加わるならば交流人口の増加が図られ、地域の人たちとのかかりを持つことができる施設整備の必要性はいよいよ高まってまいると考えております。

温浴施設の充実に関しましては、核となる施設整備とも関連してまいりますが、朝日地区にある公衆浴場は昭和52年に老人保健センターに併設して建設され28年が経過していることから、新市建設計画の中で地域交流施設整備事業として計画をしているところであります。具体的な構想はまだできておりませんが、規模、内容については、今日的な原油の高騰や利用見込みなどの諸条件を考慮して、経営バランスに十分配慮しなければならないと考えております。

運営方法や同業者への影響など、さまざまな解決しなければならない多くの課題がありますが、朝日地区の振興策として極めて重要な問題であり、第1回定例会でも坂本議員にお答えをいたしましたとおり、ミニ翠月的な施設の必要性は十分に認識しているところでありますので、今後皆様方と十分協議を深め、検討をしながら、実現に向けて努力をしていきたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 瀧上助役。

助役（瀧上敬司君）（登壇） 私からは、公用車使用の取り扱いと車両保険制度のお尋ねについて御答弁を申し上げたいと思います。

公用車の使用の取り扱いや車両保険につきましては、合併に関する事務事業調整の中で検討をいたしておりましたところでありますが、朝日町の公用車については総合支所経済建設課が、また、土別市の公用車については、施設維持センターや清掃車両センターなど現場で直接管理するものを除きまして、本庁の総務課で管理いたしておるところでございます。現在、その両方の課でもって公用車を管理しております。

お話にありましたように、これまでの公用車の取り扱いについては、朝日町では学校行事、部活動、それから子供の少年団、子供会、いろいろ社会教育活動、そのほかにも各種イベントや行事などに公用車を利用させておりました。一方、土別市では、バスを含め公用車は、仮に朝日町と同様な使用とすることは物理的にも不可能な面がございまして、市が主催する、あるいは共催する諸行事以外での使用は原則として認めていないという状況にあります。このこと

は事務事業調整の中でも議論を随分いたしました。が、公用車使用の取り扱いについては、土別市の例により実施するというところで確認をされているところでございます。

このため、議員御指摘のとおり、学校業務技師を除き市職員以外の公用車の使用はできない状況にあると考えるところでございます。しかしながら、中学校生徒の対外行事への参加につきましては、従来、朝日町においては、当該学校教職員が所有する自家用車を使用することが可能であったことから、合併事務事業の見直しの中で、引き続き新市において、上川管内に限り自家用車を使用することができるよう要綱を定めたとところでございました。

使用の最後の部分については後ほど御説明を申し上げますが、学校での車両の取得ができないかということについて、先に御答弁を申し上げたいと思います。

この関係につきましては、民法上の物件を取得できるものは、私人、あるいは法人とされており、市町村の学校の場合は市の行政機関の一部でありまして、法人、あるいは私人として独立しているわけではございませんので、財産の取得になりますと、市の財産として取得をし、学校の備品として管理をさせていくものが妥当と考えている次第でございます。

それから、自動車の災害共済保険につきましては、これまで土別市においては市有物件災害共済会に、朝日町においては全国自治協会に加入をいたしておりましたが、合併に伴いまして、それぞれが加入している保険の内容に大きな違いがございましたので、加入請求事務の効率化を目指して統一をいたしたところでございます。両保険を比較しますと、掛金が安い市有物件災害共済会の保険の方を市としては選択したところでございます。

ただ、議員のお話のように、これまで朝日町が加入していました全国自治協会では、利用目的が公務以外であっても、町が認めた一時的な公用車の貸し出し等につきましてはスポット貸し出しという保険の適用がなされておりましたが、市有物件災害共済会は、公務以外の公用車使用は保険の適用外となっておりますところでございます。このため、土別市において公務以外での公用車の貸し出しは行われておりませんでしたけれども、朝日町では、議員御指摘のとおり、スポーツ少年団や社会教育団体及び学校などに対して公用車の一時貸し出しが行われておりましたことから、これまでの利用実態を配慮し、従前まで貸し出しを行っていた団体、学校等に対して、朝日町のバスの貸し出しについては3年間の経過措置を設けております。この例に倣いまして、今後の取り扱いについては、公用車につきましても地域事情等がございますので、一定のルールをつくりながら貸し出しをしてまいりたいと考えております。

なお、この場合につきましては、貸し出しをする車両に対する保険、民間保険に短期的に加入する方法や車両を特定して民間保険に加入するなど、いずれかのよい方法を講じながら貸し出しを考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上申し上げまして、私の答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 菅原清一郎議員。

26番（菅原清一郎君）（登壇） 再質問をさせていただきます。

ただいま市長から朝日地区におけるまちづくりについて、主要道道士別滝上線の道道拡幅と

核施設の設置についてを主として、その他2点ですね、答弁があったわけではありますが、最初に道道拡幅の整備については、15年という非常に長い期間、朝日町の大きな課題として今日的になっているわけではありますが、特に平成9年、平成13年の首長選挙において、町住民がですね、真っ二つに分かれた中での推進派、あるいは反対派という形の中での選挙があったのは御承知のとおりであります。

先ほど市長から行政懇談会、あるいは合併協議の中でこの問題が1度も出てこないというおっしゃり方をしましたが、私どもは当時の元町長である武市町長との懇談の中、あるいはこの事業の要請活動を行ってきた背景がいろいろありまして、これは旧朝日町時代にはこの問題を提起してももうだめだろうということで、ある程度はですね、どういう形でこれから進めていこうかということで随分頭を悩ました事例であることであります。

この問題がですね、クローズアップされてきた背景いろいろあるんでありますが、私も先ほど一般質問の中で、このことについては、15年の経緯をすべてお話するのはちょっと時間もかかるということで差し控えていたわけではありますが、ややもするとですね、感情的な、そういうことからですね、もつれた今回の過去2回の選挙ではなかったのかなというふうに思っております。その背景にはですね、いわゆる道路管理者である旭川土木現業所の考え方、それから財政を担当している道の、ここで言うならば上川支庁であります、そちらの考え方、それから地元の長の考え方がそれぞれ違っているということなんであります。

私どもは、先ほども一般質問の中でお話しさせていただきましたが、地域住民に旭川土木現業所が平成2年にこの問題が提案されたときには、対役所の方からあの道道の整備をしたいがために、地域住民でこの事業を取り組めるような提案をしていただけないかということがあったわけであります。その時点では、道道の拡幅にかかわる、道路整備にかかわる図面もですね、ある程度の拡幅した中での図面が私に実は提案されたわけであります。当時の平成2年のときの旭川土木現業所土別出張所の維持係長からの提案でありました。それを踏まえて、どうしても非常に狭い町でありますし、皆さんも御承知のとおりですね、歩道の幅員が1メートル50と、道路敷地が1メートル75センチというふうなそういう狭い中でですね、実はこれだけの高齢化率が高まってきていると、そういう老人が非常に多いと、車いすが交差できないと。交差できないならばまだしもですね、車いすが1人で運転できないと。非常にでこぼこが多い、あるいは歩道が劣化しまして安全性を保てるような機能を果たしていないと、そういういろいろな問題が、道路事情があるわけであります。

先日も、旭川土木現業所の方に、この問題で、実は町の方から、現道の幅員の中で電柱のセットバック、排水路の整備、歩道の打ちかえ、それから路盤の改良と舗装道路の改築ということ町の方から要望していると。我々は、地域住民の商工会が核となって今回進めているわけですが、いろいろな今日的に期成会を通じた中で過去数度にわたって陳情活動がされてきた。しかしながら、住民と町行政のですね、考え方が平行線をたどってきて今日になっているわけでありまして、土木現業所の考え方は、早く地元の意見を統一してほしいと、そういう土木現

業所の考え方であります。

私どもは、この4月から市が、要するに合併によって新市ができると。新市の中でもう一度この問題を提案しながら、そして、新市長の中で本当に道路整備が必要なのかと、あるいはまた、商工会が起案しているような拡幅整備を含めて、核施設をその中に持って地域の顔として市街地の整備を図ったらどうだろうか、そういうことを新市の中で訴えていきたいということで、実はこの12月まで、合併した9月の第1回目定例会にこの問題を提案しなかったのは、土木現業所ともう少しひびを交えてですね、話をしてから、実は市長にこの提案をしてですね、一般質問をさせていただきたいというふうに思ったわけでありまして。できるならば、水面下でできるだけ意見交換をしながら、表の舞台へ出てしまうとどうしても答えがイエスかノーかということになってしまうということであったので、時間をかけてこの問題をですね、新市長とともに掘り下げて、住民のですね、皆さんに説明ができるような答えを見出したいものだなというふうに思っていたわけでありまして。

ですから、町の結論は、先ほど市長もおっしゃったとおりに、現道の幅員の中での道路整備ということであるわけでありまして、それは武市町政をですね、新市長が継続するというような今、発言に私は聞こえたわけですが、決してそうじゃなくて、地域住民にもう一度この問題をですね、おろしていただいて、その地域住民が納得できるようなやはり行政側の配慮が私は必要なんだろうと思うわけでありまして。

今日的までそういう配慮が一切なされないで、要するに期成会、特にですね、そういう役員の方たちと行政側のトップとのですね、懇談のみに終わっておりますので、ぜひこの機会にですね、やはり住民にわかりやすく、そして、どうしても我々の意見も当然聞いていただかなければいけないし、そのことによってですね、商工会に答えをいただくんじゃなくて、地域住民にやはり行政側としての責任説明が私があるというふうに強く感ずるのであります。

いずれにしましてもですね、道路整備については、このままでイエス、ノーではなくて、やはり市長からもう一步踏み込んだ中ですね、新しい取り組みの中で、もう一度考えとか、地域住民と十分に協議した中でその活路を見出しながら、できる限りですね、住民の意見に沿うような形で私はなっほしいんであります、行政側のですね、さらなる前進したですね、考え方をいま一度お聞きしたいというふうに思うわけでありまして。

それからもう一点ですね、先ほど瀧上助役の方から学校の車両の問題であります、実は確認をしておきたいんであります、当然、公用車の使用については、当該市の財産でありますので、備品で学校で持っているということになると、例えばですね、寄附行為がされて、朝日中学校にこの車を使ってほしいということで条件つきで寄附行為がされた場合に、それが学校でどういう運営がされていくのかということを探りたい。

それから、もう一つについては保険制度についてであります、先ほどの答弁があった中でですね、合併以来ですね、この問題に関する規則について条文の整理を教育委員会の方でされているようではありますが、学校のですね、地区の問題がちょっと自家用車のですね、利用の範

困が上川管内に限るとされているんでありますが、例えばですね、全道大会、あるいは全国大会等々に車を使用したいというときですね、そういう場合どうするのか。それも自家用車で対応できるのかということでもあります。

あわせてですね、保険制度であります、どうしても保険の制度は市と町のギャップが大きいということで、この車が利用できないということになってはいますが、保険制度で、例えば個人の保険制度よりも、事故があつてですね、損害賠償を、それをオーバーした形で求められたときには、市の保険で対応できるというふうな、それを補うというように条文がされているように、私はこの規則を読んでそういうふうな解釈をしているんでありますが、その辺をもう一度ですね、もう少し掘り下げて詳しく御答弁いただきたいと思います。

その2点、よろしく願いいたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 菅原議員の再質問に対してお答えをいたしてまいりたいと思います。

私は、旧朝日町、隣の町に住んでいて、どうしてもああいう問題がこんなにこじれてしまったんだろうかと、まずそれをいつも、ある意味では奇異の目を持って見ておりました。それからもう一つは、15年間もどうしてこういう問題が解決しなくて、不幸なことに、私は朝日の町の大きな懐愴の愚になっているのではないだろうか、そういうことも肌で感じて見ておりました。

ですから、私なりに大変この問題については関心を持っておりまして、単に自治体のトップであります武市町長だけではなくて、朝日町に私がおつき合いのある関係所の皆さんにもいろいろと過去の経過についても、すべていろいろな意味で聞いてまいりました。世の中に不可能を可能にするという言葉もありますし、無理を言えば道理が引っ込むという問題もあります。そうした中で、今までは自治体の最高の責任者たる武市町長におかれまして、松葉さんの時代もそうだったかもしれませんが、責任において確かに商工会の皆さんとも十分な掘り下げた深い話に入っていると私は思っておりますけれども、どうもかみ合わせがうまくいかないということで、長い間その問題は解決しなくて今日まで私は来たんではないかだろうか。

そういう意味では、やはりどちらにどうというわけじゃありませんけれども、双方の言い分の中にいささかそれぞれが無理があつて来たんではないかと。私は一自治体の中にですね、こういうようないわゆる壁があるといいますか、警戒線が引かれておるといことは、非常に住民にとっても不幸なことではないか、そんなことを常々思っていたわけであります。

もちろん、この合併をするに当たっての中では、武市町長ともこういう話の過去のいきさつ也十分聞いておりますし、先ほど申し上げましたように、一般の町民の皆さんからもいろいろな情報は私も聞かされておるわけでございます。そうした中で、実は今、この問題をそのまま引きずっていった場合に、新しい合併後のあの道道士別滝上線の町並みをですね、何か思い切つてこれから生かしていこうという場合に、この問題が今、議論が長引いているということは、

非常に私は先々に困るのではないだろうか。新しいやはりまちづくりを構築していく場合に、こういう問題をいち早く解決したその中でどういうものを発想していくかということになると、私はこの問題は一日も早く1つの結論を出しておかなくちゃならない、そういう意味があって、先ほどははっきり申し上げた方がいいという私のこれは政治判断でございます。

最近になってですね、特にそのことが言えますことは、今、15年前といいますともう要するにバブルの時代ですよ。ですから、道庁もどういうふうな言い方をしてきたかわかりませんが、とにかく町の中で商工会、あるいは行政がいがいみ合っているんじゃないかと、仲よく一つの将来方向性をつくってくれば、我々もというふうなことで私は推移してきたのではないかと、それがなかなか答えを出せないで来たのではないかと。

先ほど私は答弁の中で、現道において何かをいろいろ考えたいという考えは、これは最近になってから特に、以前からも武市町長にそういう答えがあったやに私は聞いておりますけれども、最近になって10月ぐらいでしょうか、また新年度の予算の要求のこともあるので、やはり現道の中での修復といいますか、応急措置といいますか、そういうものがないかどうかについて、また話が実は持ち上がってきたということがあります。私もそういうこともありますから、この問題についてはその点も含めて早く答えを出さなきゃならんという、本当にせっぱ詰まった気持ちで私は判断をしたつもりであります。

その状況については、総合支所担当の瀧上助役の方から、経過については報告を公の場でしていただきますけれども、私もその後、道の皆さんとも会う機会もいっぱいありまして、この実現性の可能性と道が今、1,800億円の赤字債権に大ピンチでがけっ縁に立っている中で、きょう、あすの問題として答えが出るかどうか、そんなこともいろいろ問い合わせたり、話し合ってきた最近のこともありますので、そこらについて私は非常に難しい問題だというふうに思っておりますことを御理解いただきたいと思います。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 瀧上助役。

助役（瀧上敬司君）（登壇） 私の方から、今、市長が答弁した中で、ちょっと細かい部分につきまして御答弁を申し上げたいと思います。

先ほど、市長の方で現道のままの補修ということで御答弁を申し上げ、さらに再質問の中でもるる御説明を申し上げました。その辺の関係につきまして、若干細かい事務的なものも含めて御答弁させていただきます。

実は、本年の4月に旭川土木現業所士別出張所から、現道での補修ということで町に提案がございました。その間、この関係につきましては、菅原議員が会長を務めております商工会、それから事務局長さん等々にも、こういう現道で補修をしたいということで本庁に対し予算要求をするというような御説明がございましたので、私の方から商工会に対しそういう御説明を申し上げてきたつもりでございます。

先ほど商工会じゃなくて地域住民ということともございましたけれども、私どもとしては、商工会が窓口という関係もございまして、そこにいる説明を申し上げ、地域の方々に、要請が

あれば我々もこういう説明には一切出向かないということではなくて説明を申し上げ、これは出張所の方もそういう考えであったというふうに理解をしているところでございます。

そのような関係の中で合併の論議が進みまして、本年9月になりまして合併をしたわけでございますけれども、10月の段階で、10月の末でございますけれども、何とか事業実施ができるというようなことで、北海道土木現業所士別出張所から私の方に、士別市の方にそういう報告がございまして、住民説明会等々の準備をする旨、商工会さんの方にも御説明を申し上げたところ、いろいろ商工会さんの方でも、今の現道の部分ではなくて拡幅の問題を含めて、いろいろ核施設の問題等々含めて、今、協議中であるということございまして、私どもとしては、現業所士別市出張所に対し来年度の事業の予算要求等については、少し時間をいただきたいという旨で回答をしている状況でございます。

議員御指摘のとおり、町民、地域住民との懇談会、いろいろ説明会につきましては、平成16年、私が朝日町の助役になってから数回にわたってそういう説明会を開いてきている実情もございまして、満足とは言えませんが、数回そういう説明会を開いてきたことございまして、なかなか御理解をいただけなく現在に至っているということで御理解いただきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君）（登壇） 私の方から、士別市学校職員の自動車の公用車に関する規則等にかかわってですね、何点が再質問がございましたので、御答弁をさせていただきたいと、こう思います。

この公用車使用に関する規則につきましては、上川管内の市町村で実はつくったわけでございますけれども、今お話にありました対外的に上川管内でなかったらだめだというお話でございますが、当初、旧士別のときにはですね、この部分については、先生や職員がですね、対外的にですね、部活動ですとかそういう関係で朝日町については使われていたわけですが、士別の場合についてはですね、そういうふうな規定ではなかったわけでございますが、朝日町はですね、そういうふうな使い方をされているという状況もございまして、そういう中ですね、お互いの協議の中で、この部分については入れさせていただいた経過がございます。

それで、上川管内という部分についてはですね、ここの部分についてはできるだけ危険を回避するというのもございまして、それと同時にですね、対外的に道外の全道大会ですとか、そういう関係についてはですね、補助金をもって行っていただくということで、その部分の旅費関係についてはですね、別の規定の中で持っていただくという形になってございます。

あとですね、もう一点ですね、実は今、学校に車両を寄附した場合はどうなのかという部分でございますが、答弁の中でも申し上げましたけれども、あくまでも私人と法人でなかったら持てないということで、学校についてはですね、現状については持てないわけでございますが、

現実に備品であれば持てるという形に答弁をさせていただいたわけですが、当然備品という形になりましてもですね、当然この車両を持つ場合についてはですね、お金がただかかってまいります。当然車両保険ですとかいろいろな部分がかかってくるわけでございますので、私どもとしてはですね、考え方としてはスポット借りで対応したいというふうな部分もございますので、常時ですね、先生方が乗ってですね、この車を使うという形が基本的は考えていないわけでございますので、そのあたりを含めてですね、車両ですとかそういう中の全体の中で、この部分についてはですね、考えていかなければならないのではないかなと、こう思っております。

それから、先生方ですね、例えば事故を起こしたときには、それをオーバーしたときどうなるんだというお話でございますけれども、この部分についてはですね、対人保険が1億円以上で対物が500万円以上、さらには搭乗障害者が500万円以上という形の中で入っていただくという、以上ということが入っていただく車でなかったらだめですよという形になっておりますけれども、当然これを超えた場合についてはですね、市の方が補てんをですね、含めてやっていくのかなと、こう思っているところでございます。

以上でございます。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 26番 菅原清一郎議員。

26番（菅原清一郎君）（登壇） なかなか意見がかみ合わないわけでありまして、再々質問をさせていただきます。

先ほど市長からですね、やはり現道の幅員の中での整備ということであったわけですが、この事業が提案されたのが平成2年だということで、それはバブル時期じゃないかということでお話があったわけですが、我々はですね、バブルであろうが何であろうが地域の人たちの多くがですね、このことを要求しているわけですね。ですから、それを新市になったときに市長がですね、どういう判断をされて住民に説明をきちりしてくれるんだらうというふうな期待感を持っていたわけですね。それがただ単にですね、いろいろな状況があったんでしようが、今までの行政側の案をそのまま踏襲するということであるわけで、非常に残念だなという思いがあるわけでありまして。しかしながらですね、この15年の間に何度もいろいろな期成会があってですね、私もこの中にずっと入っておりましたから、議員としての活動、あるいは町民と、町民というよりも商工会の中での活動、あるいは住民の1人としての活動もしてきたわけでありまして。

先ほど瀧上助役から、10月に道の方から現道の幅員でやりたいということであったわけですが、この現道の幅員云々もですね、やはり新しい市になればなったでですね、当然市長がこのことを提案しながら検討していかなくちゃいけない。そして、住民にですね、きちり説明責任があるわけでありまして、このことをやはり私は重んじているわけでありまして。

道からの10月にあったときにですね、私も当然商工会等の立場でそのお話を伺いました。そのことで、すぐに私も、10月にですね、土別土木現業所の所長さんと私は会って、「所長さん、

朝日町で現道の幅員のままでヒアリングが通ったんだと。それで、予算化をして来年から工事をやるんですか」という私は質問を実は差し上げましたら、一切この状況の中ではやる考えはないと、やれないんだと、先ほど一般質問の中で私が言いましたようにですね、市と地域住民、商工会が核になっているんですが、商工会がですね、一本化した意見を出してくださいということでありました。

我々の考え方は、拡幅をした中で、道路整備をした中で地域の商店街が活性化できるような核施設を持って、そしてなおかつ39.5%以上になったですね、高齢化率の高い町の中で、老人が安心して中央に出てこられるような市街地の形成、あるいはですね、学校が今年またつくられますけれども、私どもの朝日町の市街は通学路として指定されていないんですよ、皆さん。こんな町どこにありますか。中心部の市街地をですね、学校の通学路と指定されていない。とんでもない話であります。

感情的に、もしかしていろいろなこじれがあったとするならばそれは反省していかなきゃいけないわけではありますが、合併を契機にもまた同じ考えなのかと、同じ方法で答えを出してくれるのかということで、非常に私は情けないという気分です、若干いるわけです。新しい町になったんだから、やはり新しい考え方の発想の中できちり説明をしてですね、いただかなきゃいけない。当然市長が地域住民の皆さんと懇談をして、そしてその中で出た答えに関してはですね、これが現道の幅でみんながいいんだよということになればですね、だれも反対はしないだろうと思うんですよ。ですから、そういう作業もせずにですね、ただ、最初からの考え方を我々に押しつけるのはいかがなものかなというふうな思いでいっぱいあります。

ぜひですね、説明責任がある市長から、この問題にもう一度ですね、新しく取り組んでいただいて、本当にこういう事業ができ得るのかと、あるいはまた必要なのかと、そして地域住民はどのようなふうな考え方を持っているんだろうということを私はいま一度お考えいただいて、このことにですね、きちりした判断をしてほしいものだなと思います。対商工会に対してできないというふうな判断で今日まで来ているわけですけれども、そうじゃなくてやはり商店街プラスですね、受益者の方が、一般受益者がいるわけですから、その人たちにきちりした説明責任があるということが私はあると思います。

再々質問までなりましたが、市長からですね、ぜひその辺の建設的な答弁をいただいて、私の質問を終わらせていただきます。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 田菫子市長。

市長（田菫子 進君）（登壇） 感情を持って私は決して答弁をしておりません。朝日町の町が少しでもすばらしい合併後の町になってほしいと、そういう気持ちが一にありますので、率直に私は先ほどからも答弁をしてきておるつもりであります。

そういう意味でですね、私は、新市長になったから新しくあの拡幅の問題について、住民の前にそのことをとって立てというふうなことだったら、私はちょっと御認識が違うんじゃないかと思っております。ということは、私はもう既にあの問題は、私は商工会の皆さんと話して

あるんじゃないくて、朝日町全体の町民の皆さんというよりも市民の皆さんと話しておるつもりであります。そうなりますと、武市町長から、あるいはその他の方から聞かされておりますことは、あの問題はもう既に解決済みの問題であると、このように私は認識するようなことを聞かされておるわけでありますから、あれはあれで解決したものだというふうに思っております。ですから、改めて新市長になったときに、その問題をどうするかということで言われれば、非常に過去から引きずってきて問題等々を含めると、これから進めていくということは大変難しいことと、そのような判断で今、答弁をしておることを御理解いただければと思っております。

私は、それだけでなく、あの朝日町の町をこれから合併して本当にみんなが期待したような輝ける先々を考えていくと、この問題でいつまでもこじれているようなことにはしたくないというのが私の切なる熱い思いがありますことを御理解いただいて、とりあえずこの問題の再々質問に対する答弁としておきたいと思えます。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 3番 神田壽昭議員。

3番（神田壽昭君）（登壇） 平成17年第2回定例会に当たり、一般質問をいたします。

最初に、本市の経済を支える農業の振興策について、端的に質問をいたします。

農水省は10月27日、全農家を対象にする品目別対策から担い手に絞った経営支援に転換する方針が示されました。その中で示された品目横断的経営安定対策は、諸外国との生産条件格差を埋める生産条件格差是正対策、収入変動による影響緩和対策の2つで構成されているものであります。焦点だった担い手の経営要件は、北海道10ヘクタール、担い手対象外は20ヘクタール以上の集落営農とするなどの方向が示されました。やる気と能力のある農業経営者への集中化、重点化する方針が明らかになったのであります。

農業だけで生活をしたいという専門的な経営を目指した農家の必死の思いが規模拡大とコスト削減の努力であったが、ウルグアイラウンド合意後、年間4兆円を越す世界最大の食料輸入国となり、また、1996年、WTOが発足してから、日本の農業政策は国際規律を背景に価格維持を全面的に見直し、各作物に市場原理が次々に導入され、今日の米を中心として生産費を補うことのできない低価格が続き、農業経営は急速に悪化し、米作中心の農家は生産意欲の低下で、担い手不足と高齢化という極めて深刻な事態を今日迎えているのであります。

頼りとする農協も過剰農産物を大量に抱え、米の入札価格は低く抑えられ、そのため販売戦略上、限りなく良品質の生産出荷が求められ、ますます厳しい生産条件下に置かれているのが今日の農村の姿であります。

季刊土別の記事に、この10年間で1市3町で13の小学校が閉校したと報じられました。すさまじい過疎化の進行であります。しかも、同時に市場原理と効率化の一边倒は農村と地域を破壊してしまう不安と怒りの中で、どのように対策をし、土別の基幹産業農業を守り再生するか、今、行政の力、地域の力が問われていると思うのであります。

そこで、今年、朝日町との合併とこうした農業の転換期に当たり、来年度、本市の農業予算

には、行政の先を見据えた力のある市独自の新たな振興策を示す必要があるのではないのでしょうか。私は、北ひびき農協や関心のある生産者と連携し、土別産農畜産物を全国に向けて、生産者と消費者とが互いに顔の見える販路の拡大などに野菜道外販売促進事業の予算を大幅に措置し、研究や試行をしてみたいかがでしょうか。

加えて、農業振興費は一般財源を活用して数多くの事業を展開し、続けておりますが、農作物試験栽培、技術向上推進事業などは、安全、安心触れ合い事業などに統合するなどの見直しが必要と思われませんが、いかがでしょうか。

今こそ土別市の農業農村活性化条例の販売体制の強化という点との整合性からも、考え方を示していただきたいと思います。

また、冒頭に述べた19年からスタートする品目横断的経営安定対策については、地域や集落等を中心に、対象となる担い手づくりについては新たな対策の内容や水田経営をどうするか、地域を支える担い手の明確化などについて、これまでも増して慎重な話し合いの場が必要となりますが、一連の事柄について今後どういったスケジュールで進もうとしているのかを示していただきたいと思います。

次に、行財政改革についてであります。行財政改革の必要性は、行財政改革大綱にあるように少子・高齢化社会の到来、景気の長期的な低迷による地方交付税の落ち込みなどで市の財政運営は容易でないこととなり、より合理的な財政運営が求められているからであります。私は、ここで市民と行政とが対等なパートナーシップの確立のために、公募枠を含めた行政評価委員会の設置を提案したいと思います。これは、岡山県の倉敷市で取り組まれているようですが、市民の視点から市の事業全般にわたって事業の必要性、効率性を点検してもらい、翌年の予算に反映させることをねらいとしているようではありますが、委員10名のうち2名の公募枠を設けているということでもあります。

土別市においても、公募という点からすれば、各種委員会、審議会は27の名称があり、それぞれに1ないし3名の公募枠が設定されていることは、透明性、客観性から見て適正と思うのでありますが、その中で、特にこれと似ているものとして行財政改革懇談会がありますが、こういった内容、目的で設置されているのでしょうか。

市民の方々が税を負担して行政サービスを受けていますが、その一つ一つのサービスに市民がどの程度満足しているか、それに携わる者として極めて重要なことでもあります。行財政改革が自由な発想で評価、採点できる、このような委員会が真に市民の側に立った委員会として大きな成果が期待できるものと思うのです。例えば、その場合、情報として市民1世帯当たりの予算額を示す。民生費であればごみの処理費とか老人福祉費、保育所費とか、農林水産業費であれば農業振興費、農業基盤整備費などを項、あるいは目ごとに市民の税負担の割合を明確にすることによって、この仕事を民間でやればもっと安くできるとか、内容が充実できるとか、この部分は行政でなければできないというような声が出てくると思うのであります。さらに、特別会計や企業会計においても、同様の市民評価を得ることが期待できます。

私は、こうした行政サービスの情報を明らかにすることによって、より市役所の仕事に無理やむだがないのかを市民の感覚で評価をする、評価をいただくことが、真の行政改革に結びつきますし、指定管理者制度の運用も視野に入れて、市民の高い評価を得られるような行政確立のためにぜひ行政評価委員会の設置を前向きに検討いただきたいと思います。

以上、市長の考え方を伺いし、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 神田議員の御質問にお答えいたします。

私から行財政改革に関する御答弁を申し上げ、市の経済を支える農業振興策の質問につきましては、経済部長から御答弁を申し上げます。

初めに、行財政改革にかかわって行政評価委員会の新設等についてのお尋ねであります。

今日の厳しい財政環境の中で、簡素で効率的な行財政運営の確立のため、最少の経費で最大の効果を発揮しなければならないことから、旧土別市においては、平成8年に策定した行財政改革大綱に基づく行革実施計画により行財政改革を実施してきたところであり、その後、平成14年には平成15年度から19年度までの5カ年計画の第2次実施計画を策定するなど、鋭意行財政改革に取り組んできたところであります。

そこで、お尋ねのございました行財政改革懇談会の設置目的についてであります。この懇談会は行財政改革計画やその進捗状況に関し協議を行い、市長に意見具申をいただく審議機関として平成7年4月に設置をいたしたものでありまして、今日まで行財政改革大綱を初め、この大綱に基づく実施計画、さらには財政健全化計画の内容や進捗状況について審議をいただき、貴重な御意見や御提言をいただいております。行財政改革大綱に基づく実施計画は、市政全般に関する広範囲なもので、これらの審議に当たりますこの懇談会は、極めて重要な審議機関としての位置づけとなっております。これまでも行財政運営の健全化に向けた積極的な協議を踏まえて一定の成果を上げてきたところでもあり、新市におきましては、その設置根拠を条例で定め、その役割を明確化いたしましたところであります。

そこで、神田議員から御提言のございました行政評価委員会の設置についてであります。一般に行政改革とは、行政機関が行っている施策や事務事業に関して、その必要性や手法の妥当性、成果などを一定の基準でできるだけわかりやすい指標を用いて客観的に評価をし、その結果に基づいて業務の改善や見直しに役立てようとするものであります。これら評価に当たっては、内部評価と外部評価の手法があり、内部評価に当たっては、事務事業について効率性などについて担当課を中心に自己点検作業を行うもので、一方、外部評価は、市役所内部での評価のみでは不十分との判断から、その評価を第三者機関にゆだねようとするものであります。

旧土別市におきましては、平成10年10月、事務事業評価実施要綱を定め、対象事業を限定する中で内部評価に取り組んできたところでもありますが、行政評価を実効あるものとするためには、とかくお手盛りではないかとの市民からの不信感を招く内部評価より、やはり厳格で客観的というイメージが伴う外部評価とすべきであるとの考え方もあるわけでありまして。

議員から御提言のありました行政評価委員会は、その設置目的が第三者機関として行政外部の視点からその客観性を検証し、施策の改善や改革の方針を決定していくための参考となるよう、専門的な立場から行政に対し助言、提案を行う役割を一般的に担う外部評価としての組織ではなかろうかと存じますが、こうした場合の評価に当たりましては、その達成度を数値化したいわゆる行政評価システムの構築を前提に、評価表と呼ばれる一定の基準に沿って行政評価がなされるものであります。

そこで、客観的な評価の基準づくりが必要となるわけではありますが、現在、本市では、この評価システムにつきましては、旧士別市の行財政改革大綱第2次実施計画にもあるとおり、これから策定いたそうとするものであり、また、政策判断に深くかかわるため、評価判断について行政外部の委員にどこまでの責任を付与できるのか、加えて、委員の方々からも、役所の資料をなぞるだけでも大変なのに、評価をするとすると基礎資料の妥当性も検証しなければならず大変な業務であるとの声も他市の事例にあり、民意への反映とは言いながらも大変難しい課題であります。

このようなことから、本市においては、前段で申し上げましたとおり、行財政改革全般にわたる審議を行財政改革懇談会に担っていただいているところであります。また、各種審議会におきましては、市政の中立性や公正性を確保し、市民の方々の意思の反映を図るため、それぞれ委員定数の1割程度を一般公募枠として設定いたしており、この行財政改革懇談会におきましても、7人の委員定数に対して1人の公募枠を設けております。

議員のお話にもございましたとおり、厳しい財政環境の中、市民の皆様が本当に必要としている事務事業や施策の中を市民の目線に立って進めていくことが重要であり、従前の行政主導型から市民本位型へとも言うべき視点の転換が求められておりますが、市民の目線に立てば、幾ら何に使ったかではなくて、それによってどんな効果もたらされたのか、どれだけサービスが向上したのかでありまして、事務事業や施策の目的を明確化するとともに、その目的に応じた成果指標を設定し、達成状況を把握、評価することで、改善や改革を進めることが必要であると考えております。

このたびの合併を機に、新市における行財政改革大綱や実施計画、さらには財政健全化計画の見直しが必要となっておりますことから、神田議員の御提言の趣旨も十分踏まえて、市民の目線に立った真の行財政改革に着実に結びつくように計画策定に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から、市の経済を支える農業の振興策についてお答えをいたします。

まず最初に、本市農業の将来を新年度の農林予算でどのように反映させるかについてであります。平成19年度から導入される品目横断的な経営安定対策により、麦、大豆、てん菜など、

本市主要農作物生産の下支えとなっていた国の対策は大きく転換されようとする今日、新生土別市における農業をこのような大きな時代の変化を乗り越えて将来に引き継いでいくためには、WTOにおける新たな論議の進捗など、今後の農業経営に係る諸般の状況を十分に見据えながら、本市独自の新たな振興策が必要となりますことはお話のとおりであります。

このため、さきの定例会におきまして市長からお答えをいたしましたように、本市農業農村活性化条例の目的達成に向けた各種の施策について、新たに策定する活性化計画において行うべき方向を示す中で具体的に展開をしようとするものであります。

また、新年度の予算においても、条例の理念に基づき、本市でこれまで取り組んできた農業の原点である土づくりや人づくりを基本としながら、農作物栽培試験及び栽培技術向上試験事業や、安全、安心農業触れ合い事業などを含め、すべての事業について総点検、再構築を行う中で、実効性のある予算を編成する考えであります。

このような中で、ただいま次年度の農業振興にかかわって本市で生産される農作物販売体制の強化についての御提言がございました。本市では、これまで農協を初めとする関係団体や生産者の方々とともに、道内外における野菜の販路拡大に向け、安全で安心な農作物のPRや物産展への参加、さらには市場開拓など積極的に取り組んできたところであります。特に、生産者みずからが自信と誇りを持って生産した高品質な農作物の需要の拡大に向けては、市場関係者やバイヤーに直接働きかけをいたしてきたところであります。

こうした中で、例えば本市で生産されたブロッコリーにつきましては、取引高が年々高くなってきており、作付面積で見ましても、3年前には17ヘクタールであったものが本年度では50ヘクタールを超える状況となっております。また、グリーンアスパラにつきましては、立茎栽培が普及されてきたことから出荷期間が9月末までとなり、本州方面への販売拡大につながったところであります。このことを見ましても、これまでの販売活動の成果は着実に上がっているものと判断をいたしております。

しかしながら、本市におけるさらなる農作物の振興を図るためには、今後におけるより一層の販売促進活動は不可欠なものでありますし、生産農家の所得向上を図る上においても極めて重要なことでありますので、前段申し上げました活性化計画において農産物の販売体制の強化をしっかりと位置づけることはもとより、新年度においても、農産物の差別化や販路拡大に向け、生産者、関係機関団体、行政が一丸となって取り組んでまいります。

また、平成19年度から導入される品目横断的経営安定対策に係る今後のスケジュールについてであります。この対策は生産者個々の農業経営に極めて大きくかわるものでありますので、市はもとより農協などの関係機関が一体となり、この制度の仕組みを十分把握しながら生産者の方々への詳細な説明を行う中で、まずは各農家における細かな話し合いと地域における論議が重ねられて、個人はもとより地域全体における経営方針を見定めていかなければなりません。このため、市と農協とが連携し、道や農政事務所土別の協力を得て、今月20日には全農家を対象とした概要説明会を開催する予定でありますし、その後は制度の詳細が順次明らかと

なった時点で必要に応じて地区ごとの説明会、さらには集落ごと、または農事組合ごとなどでも話し合いを行いながら、市内全体で十分論議し、春作業の始まるまでには地域全体の合意を形成してまいりたいと考えております。

また、この対策は平成19年から実施されますが、実質的には平成18年に播種される秋小麦から対象となりますことから、最終的には来年秋までにはこの制度に対応した営農体制づくりを図ってまいりたいと考えています。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時44分散会）